

令和6年第3回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和6年9月11日（水曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 館 下 憲 一	2 番 渡 邊 初 治	3 番 菅 原 貴 子
4 番 渡 邊 啓 子	5 番 斎 藤 信 一	6 番 松 本 昇
7 番 本 多 保 夫	8 番 佐 原 佐百合	9 番 鈴 木 康 広
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 神野藤 浩 和	代表監査委員 甲野藤 健 一

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、牧野敏雄

一般質問者目次

1.	4 番	渡 邊 啓 子	P. 24～
2.	11 番	武 田 悦 子	P. 33～
3.	10 番	須 藤 軍 蔵	P. 46～
4.	5 番	斎 藤 信 一	P. 52～
5.	1 番	館 下 憲 一	P. 67～
6.	3 番	菅 原 貴 子	P. 77～

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 皆さんおはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影しますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日、傍聴に、遠藤勇雄さんほか8名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

4番渡邊啓子君より通告がありました「防災への取り組みを問う」ほか2件の質問を許します。4番。

○4番（渡邊啓子） おはようございます。4番渡邊啓子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります3件について、これより一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

9月は防災月間ですので、初めに、防災への取り組みについて質問させていただきます。

近年、全国各地で地震や大雨による災害が発生しております。今年は、年明け早々、能登半島地震が発生しました。7月末には山形県と秋田県を未曾有の豪雨が襲い、死者や行方不明者が出ました。川が氾濫した一部の地域では、稲の先端まで水につかった田んぼもあったということです。台風が上陸するたびに河川の水位を見に行ったり、本村の稲が倒れはしないかとハラハラしております。

本村は比較的大きな災害が少ない地域ではありますが、台風や集中豪雨時に農業用水路や河川の越水による浸水等の被害が発生しており、水害に対する住民の不安が高まっております。

河川の河床整備の状況はどのようなになっているのかを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

村内の河川であります。1級河川、杉田川、百日川、安達太良川につきましては、その大部分が福島県の管理区域となっている現状でございます。

福島県によります近年の堆積土砂撤去の取組状況につきましては、令和元年度から令和5年度までに実施した合計延長、これが杉田川では1,065メートル、百日川

においては1,033メートル、安達太良川については1,008メートルというふうな状況でございます。

また、村の管理となっております百日川、あるいは安達太良川上流の一部区域、さらには、板ノ倉川、弓張川、牛子沢川、矢沢川などの小河川につきましては、定期的な河川パトロールを行いまして、これまでも必要に応じて護岸工、面壁工、あるいは、堆積土砂の撤去を行っているところでございます。

村では、毎年これら3河川の状況を確認した上で、福島県に対して堆積土砂撤去をはじめとする対策について要望を行っているところでありまして、今年につきましては、4月22日に大玉村と県北建設事務所による事業調整会議、この席上で村長から県北建設事務所長にこれらについて強く要望をしているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 毎年、県に要望をしているとのことでした。百日川は、昨年は土砂払いはやっていないと聞いております。この質問をするに当たりまして、村内の1級河川を見てまいりました。中でも百日川は川幅が狭いように感じました。川幅が狭いせいか大雨時に急激な水位の上昇が見られます。令和4年8月の豪雨では、越水により通称阿弥陀面橋（江田橋）が通れなくなり、1世帯の床下浸水も発生しました。

現在、堺橋から上流は、そこに川が流れているのが見えないほど草に覆われているところが何か所かあります。集中豪雨や線状降水帯の発生など、いつどうなるかわからない時代にあって、県の計画を待つばかりでなく、河川の状況によっては、水害を未然に防ぐために台風や大雨に備えて村独自で河床払い等を行うことはできないでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

河川管理につきましては、国、それから都道府県、市区町村、それぞれが、それぞれの管理区分で責任を持って施設を管理するというのが基本、大原則でございます。

河川の堆積土砂の撤去につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、県に対して継続して要望しておりまして、実施をしていただいているところでありますが、今後も様々な機会を捉えて強く働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

また、河川につきましては、土砂払いもそうありますが、いわゆる堤防と堤防の間、これを堤外地というふうに呼びますが、この堤外地の除草、あるいは支障木の撤去、こういったことも非常に有効なんではないかというふうに考えてございます。

したがいまして、村では現在、県管理の3河川の一部区間について、この堤防敷の機械除草、これを県から受託して作業を行っているわけですが、今後については、この堤外地の支障木の伐採、あるいは機械除草についても受託による作業が可能かどうか、これらについて県と協議、要望をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 河川管理は国や市町村で管理するのが大原則である、はい、承知しております。堤外地の除草や支障木の撤去など、受託してやっているということですので、今後もそれらの管理をお願いしたいと思います。また、県への強い要望もお願いいたします。

次に、大玉中学校周辺には新築住宅が増加しております。大玉4区については、令和2年3月末から令和6年3月までで、約50世帯が増えており、4月以降も増加しております。

大玉村地域防災計画には、指定緊急避難場所、指定避難所、臨時避難所が掲載されておりますが、大玉4区に限らず、人口が大幅に増えた地域については、避難所の見直し、再確認が必要ではないでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4 番議員さんにお答えいたします。

地域防災計画におきまして、議員おっしゃられるとおり、村では指定避難場所として7か所、指定避難所13か所、福祉避難所2か所、臨時避難所74か所ということで指定してございます。

村では、災害の状況に合わせまして、主に改善センターを自主避難所として開設する運用しているところでございます。大玉4区をはじめとしまして、村内各地区に新築住宅が増加しておりますが、改善センターやふれあいセンター、学校体育館など、状況に応じて避難所を指定しているというところでございます。屋内運動場など、防災計画策定後に建設された施設もございますので、随時再確認を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 再確認のほうよろしくお願いいたします。

さて、移住者に対して避難所の周知徹底は図られているのでしょうか。近年では、組に入らない方もおられます。移住してきたばかりで地域のつながりを持っていない方は、いざというときどうしたらいいか分からないと思います。全戸避難になることはまずないとは思いますが、新築住宅が増加している大玉4区について言えば、周辺には大玉中学校体育館、総合福祉センターさくら、大玉村商工会、保健センターなどがあります。臨時避難所は2か所あり、板髭生活改善センターは収容予定人員が22人、大玉村地域防災計画には、4区野菜集出荷所と記載されている4区集会所は、収容予定人員が25人となっております。ここは元野菜の集出荷所だった建物を集会所として利用しているもので、かなり老朽化しており、隙間風が入るような建物なので、大地震のときは、真っ先に倒れるんじゃないかというような声もありまして、いざというときには不安があります。

令和2年3月定例会で、私は地域コミュニティづくりの拠点整備について質問させていただきました。その際も、中学校周辺には新築住宅やアパートが立ち並んでお

り、新しく移り住んだ方と既存の住民とのコミュニティーづくりには拠点となる場所が必要であり、村の中心部にふれあいセンターの建設を求める声がありますということをお伝えしました。その際、「本村は地方交付税に対する依存度が高い自治体であり、老朽化が見られる大山公民館の建て替えや子育て支援センターの設置、陳情がなされた南部ふれあいセンターの設置などの計画を持っており、交付金事業や国庫補助事業など、有利な財政措置が行われるのを見極めている状況である、本村の財政状況を考慮しながら検討させていただきたいと思っておりますので、農村環境改善センターなどの既存の施設をご利用いただければと思います」という答弁をいただきました。

本村の財政状況が厳しいのは重々承知しておりますが、日頃の地域活動や村が進める自主防災組織の立ち上げを視野に入れた地域コミュニティーづくりのためにも、避難所としての機能を兼ね備えたふれあいセンターの設置を求める声が、私の下に多数寄せられております。今すぐにとは申しませんが、再検討していただくことを重ねてお願い申し上げます。

村の考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4 番議員さんにお答えいたします。

まず、前段、移住者に対する避難所の周知ということでございます。

転入者の方へは、住民生活課の窓口におきまして土砂ハザードマップということで配布しております。また、村ホームページにも随時確認することができるように案内しているところでございます。

また、あわせて、福島県防災アプリをスマートフォンにインストールすることによりまして、アプリ内の防災マップから情報を得ることができるということも併せて周知しているところでございます。

周知につきましては、以上でございます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4 番議員さんにお答えをいたします。

議員さんおっしゃられましたとおり、まずは避難所機能を兼ね備えたというふうなご質問でございますので、今おっしゃられたとおり、大玉 4 区地区におかれましては、指定避難所としてその収容人員を申し上げますと、大玉中学校体育館が 3 1 5 人、総合福祉センターさくらにおきましては 9 3 人、地域包括支援センターにおきましては 4 3 人、さらに大玉村商工会が 5 1 人というふうな内容になっておりまして、比較的規模の大きい指定避難所としての公共施設等がこの大玉 4 区地区に存在をしております。

このほか、福祉避難所を兼ねました保健センターが 8 8 人、大玉村保育所が 2 0 人、これもいずれも近隣にございます。このため、避難所機能を兼ね備えました新たな福祉センターの設置については、現在は予定していないというところでございます。

今後、その財政的な面からというふうな、前回もご質問ございましたけれども、これにつきましてもまだ不確定要素が多いところがございます。こういった件、さらに

南部ふれあいセンターのほうの陳情も採択されておりますので、そういった面も考慮しまして今後さらなる検討は必要かと思いますが、現在のところは予定はされていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 村の中心部として、避難所として活用できる公共施設はたくさんあるということで、おっしゃることはよく分かりました。

しかし、コミュニティー活動の場といいますと、公共施設はなかなかそういつでも簡単に利用できるわけではございませんし、住民の安全・安心のためには何度考えても同じ結論に至ることから、無理を承知で私は声を上げているところでございます。必要性をご理解いただきたく存じます。

村長の考えを伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 4 番議員さんにお答えをいたします。

施設の必要性というのはどの地域も同じように必要になっています。

東西北ふれあいセンターがありまして、南部だけがふれあいセンターがないという状況で、これは、過去に数年前、大分前になりますが、陳情が出まして、議会でも採択をしているところですが、やはり施設は建設だけではなくて、その後の管理運営というのもございますので、施設の数がどんどん増えていくと、そういうその施設関連の問題も生じてきます。

それから、近くに改善センターとか各集会所がかなり、1 区、2 区のほうには各組ごとに集会所があるというような事情もございますので、その辺の活用をまずしていただくということで、集会所については4 分の3 助成という、2 分の1 から4 分の3 に引き上げさせていただきましたので、備品等も4 分の3 出ますので、補修等についてはそれで今、かなり夏のエアコンの設置がほとんどの集会所でできているというような形ですので、既存の補助制度を使っただきながら整備を進めていただきたいというふうに考えています。

まずは、今のある施設を活用していただくということで、今、現時点では、総務部長が答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） ありがとうございます。

地域住民とも今後議論を重ねていきたいと思います。

次に、2 つ目の質問、全国学力テストの結果について質問させていただきます。

7 月 2 9 日に文部科学省と県教育委員会は、小学 6 年生と中学 3 年生を対象とした全国学力テストの結果を発表しました。本県は小学生の国語と算数、中学生の国語と数学の全ての設問で正答率が全国平均を下回ったと新聞に掲載されておりました。

全国平均や県平均に対して本村の状況をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 4 番議員さんにお答えいたします。

ご質問のとおり、福島県平均は小中学校ともに全てにおいて全国平均をやや下回る状況にあります。

本村におきましては、調査しました教科全てにおきまして、その県平均をやや下回る状況にあります。

以上です。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 本村においては全てにおいて県平均を下回る状況、承知しました。

全国学力学習状況調査（全国学力テスト）の結果を踏まえて、課題や今後の方針をどのように考えているのかをお伺いします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 4 番議員さんにお答えいたします。

まず、国語につきましては、小学校、中学校ともに読むことの領域において課題が見られ、文章を要約したり文章から想像したりすることが苦手で、読解力の向上が大きな課題となっております。

今後は、単に読書活動に取り組むだけでなく、それらを要約して紹介したり、学級の中で意見を伝え合ったりするなど、自分の考えをアウトプットしていく授業への転換が重要であるというふうに考えております。

小学校算数につきましては、下位層が多く、計算などの基礎的、基本的な内容の定着が課題であります。基本的な学習内容をしっかりと定着させ、誰一人取り残さないユニバーサルの視点に立った授業づくりを推進し、単元の終わりには学び直しをしながら基本的事項の確認を行うことが重要であるというように考えているところです。

中学校数学においては、図形領域に課題があり、証明問題などは無回答が多く、最後まで粘り強く回答ができていないことが課題であります。

授業においては、基本的事項を確認し、自分の考えや意見を、根拠を基に発言し合うことが重要であるというように考えているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 小中学校ともに、基本的事項の確認と自分の考えをアウトプットできる読解力の向上に注力するというようなことだと確認しました。

以前、GIGAスクール構想が始まった時点で、小学校を見学に行ったのですが、タブレットを活用し、また、グループ体制でディベートも実行されており、その辺は私としては、やっておられるなと感じておりましたが、もうちょっと努力が必要だということが分かりました。私は決して学力が全てとは思っておりませんが、課題の解決に向けて注力されることを望みます。

次に、スマートフォン等での動画視聴や交流サイト、SNSの利用時間が長いほど正答率が低い傾向があるという分析結果が出ておりました。小学6年生の2割以上、

中学３年生の３割以上が１日３時間以上費やしていることが、全国学力テストの児童生徒アンケートで分かったということです。

本村では、これらの利用時間の調査等を行っているのでしょうか。行っているとすれば、その結果はどのようになっているか伺います。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） ４番議員さんにお答えいたします。

利用時間の調査につきましては、全国学力学習状況調査において実施しており、ふくしま学力調査におきましても小学校４年生から中学校２年生まで同様の調査を行っております。

今回の全国学力学習状況調査の結果で申し上げますと、小学校におきましては、まず、一番多いのは、携帯電話やスマートフォンをまず持っていないという児童生徒の割合が３割近くと、一番多くありました。持っている中で、一番多く回答があったのが１時間以上２時間未満という児童の割合が一番多かったです。ちなみに３時間以上となりますと、本村の小学校につきましては７％程度という状況になっております。

中学３年生の結果で申し上げますと、調査の結果、一番割合が多かったのが１時間以上２時間未満という生徒の割合が３割でございました。ちなみに、３時間以上で申し上げますと、２１％程度というようになっております。

以上です。

○議長（押山義則） ４番。

○４番（渡邊啓子） 小学生に関しては、３時間以上というのは７％程度で、少ない。中学生、１時間から２時間が３割ということで、３時間以上は２１％、やはり高学年になるにつれ、ＳＮＳや動画視聴などの機会が多くなると思います。

今の時代にあってそれらを制限することは難しいかと思いますが、これがイコール学力テストの結果に結びつくとも私は思っておりません。今後とも、見守りのほうよろしく願いいたします。

次に、全国学力テストの各教科の平均正答率を文部科学省が分析したところ、新聞を読むほど正答率が高いということです。

小中学校で新聞を読む習慣づけの指導や新聞を取り入れた授業などは行っているのでしょうか。新聞社の出前授業をきっかけに新聞に興味を持つこともあると思います。出前授業の実施を検討してはいかがでしょうか。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） ４番議員さんにお答えいたします。

本村におきましては、調査の結果、新聞をほとんど、または全く読まないと回答した割合が最も高く、新聞離れ進んでいる状況です。

インターネットが普及し、スマートフォンやタブレット等で情報が入りやすくなり、新聞からではなく、そういった端末からという児童生徒も増えてきていると考えているところです。新聞を読む習慣づけの指導につきましては、例えば、小学校のある学年では、毎日、子ども新聞の記事を選んで朝のスピーチに活用したり、子ども新聞の

記事を放送で紹介したりしています。

また、図書室には新聞があり、自由に読むことが可能となっています。廊下や階段の踊り場の掲示板には時事的な内容や、新聞の切り抜きを掲載し、新聞に興味を持てるように工夫しています。

新聞を取り入れた授業については、小学校の国語の授業において、新聞の見出しのつけ方や書き方などについて学習したり、防災教育で新聞を活用したりしています。

中学校においては、社会科の公民分野の経済の学習で新聞を活用しています。

また、今年度、村内企業のご支援によりまして、新聞のデータベースをタブレット端末で利用することが可能となりました。教師、生徒ともに、過去20年間の新聞記事をタブレット上で検索、収集できる環境になっており、今後、授業において積極的に活用できると期待しているところです。

出前授業につきましては、現在のところ小中学校ともに実施しておりません。教育課程に余裕がないというのが現状ではありますが、効果的な取組の一つとして、出前授業の実施について小中学校に働きかけてまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 詳細な説明をありがとうございます。

小中学校とも、ある程度新聞を活用しているということが分かりました。また、タブレットで過去20年間の記事が読めるということも素晴らしいことだと思います。

学力テストの分析結果では、基礎的な知識が求められる問題と比べて、思考力や表現力が必要な問題の正答率が低かったということが新聞に掲載されておりました。新聞を活用することで少しでもそれらの力がつけばと思います。ネットで読むから新聞を取らない家庭もあると思います。ネットは便利ですが、タブレットも含めて、読みたいものしか読まないの、アクセスされない記事は目に触れることがなく、ないものと同様になってしまいます。様々な内容が凝縮されている紙の新聞にはやはりネットとは違ったよさがあると思います。

さて、3つ目の質問、こども家庭センター設置の見通しはに移ります。

母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に行うこども家庭センターは、女性の社会進出を推進する上での役割は大きく、5月1日現在で県内28の市町村が設置済みであり、31市町村で未設置となっております。改正児童福祉法の施行に伴い、令和6年4月から、市町村はこども家庭センターの設置が努力義務となりました。国は、令和8年度までに全自治体での設置完了を目標としております。

本村のこども家庭センターの設置の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4 番議員さんにお答えいたします。

こども家庭センターの設置状況ということでございます。

現在、健康福祉課内で、児童福祉部門、そして母子保健福祉部門、そちらが十分に連携して仕事をしているところでございます。こども家庭センターと同様に相談業務

等も行っているところでございますが、その設置につきましては、近隣自治体の運営状況なども参考にするなど、調査、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 健康福祉課内で連携して業務を現在は行っているということでございました。

センター設置のために必要なことを具体的に伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4 番議員さんにお答えいたします。

こども家庭庁のこども家庭センターガイドラインというところによりますと、こども家庭センターとしての要件としましては、1 項目としまして、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行うこと、2 項目として、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長を配置すること、3 項目としまして、母子保健機能と児童福祉機能の双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること、4 項目としまして、母子保健と児童福祉の業務を行うこと、5 項目としまして、施設の名称をこども家庭センター、またはこれに類する独自の統一名称とすることとされてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 今ほど述べられた中で一番難しいことはどのことなのでしょうか。

統括支援員とかそのようなことでしょうか。再度確認いたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4 番議員さんにお答えいたします。

今、5 つほど申しましたが、実際の業務に当たりまして母子保健部門、児童福祉部門の専門職の十分な確保、統括支援員といったところも含まれますが、そういったところがなかなか難しいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） いろいろと課題はあると思いますが、子供の割合が県下の大玉村ですから、こども家庭センターの設置は真っ先に取り組んでもよかったのではないのでしょうか。

最後に村長の考えをお伺いいたします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 4 番議員さんにお答えをいたします。

国のほうは、法律を改正すれば各市町村が設置するだろうということですが、地方自治体には行政規模がありますので、国が言うものを全て設置をするというのはかなり困難です。これ努力目標という、義務ではなくて、義務であれば国から交付税等で

財源が入ってきます。努力目標は自分で努力してやりなさいよということですので、そういう財源の裏づけも期待できないという中で、人員を大幅に増やして、実際このことだけに集中できるかというのは、それ以外にも行政需要、サービスは多岐にわたっております。

ですから、これについて先ほど部長が言ったように、関係近隣等も含めて調査をさせていただきますというのは、兼務がどの程度できるかということが一番のものだと思いますが、組織をつくって、センターを造ることはいいんですが、実際は今ある組織の中で代替して同じような機能ができるんじゃないかということも含めて考えていきたいと。

そして、子育て支援センターが早ければ来年から、実際に今着手、調査設計等に早ければ入る予定でありますので、それができた中でも、どういうふうに位置づけができるかも併せて検討したいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 努力目標は義務ではなく行政規模が異なる、限られた人員、財源の中で即対応することはなかなか難しい。子育て支援センターができたときに、それらも含めて全て解決に臨みたいというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） もう一つ付け加えるのは、今の体制の中で、相談業務を含めて同じような業務は実際行っておりますし、できるというふうに考えておりますので、できる限りその組織を大きくしたり、改めて設置をするべきなのかどうかということについては検討させていただきますが、現時点では、同じような業務については連携しながら実施はしているということでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 新聞にも掲載されましたし、こども家庭庁のホームページにも載っておりましたので、私は早急にという思いでありました。今の体制の中でできる限りのことをやっていくということですので、その辺も含めてさらなる努力をお願い申し上げ、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、4 番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前 10 時 55 分といたします。

（午前 10 時 39 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前 10 時 55 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 11 番武田悦子君より通告がありました「マイナンバーカードの保険証利用について」ほか 2 件の質問を許します。11 番。

○ 1 1 番（武田悦子） 1 1 番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告した 3 点について一般質問を行います。

1 番目の質問は、マイナンバーカードを保険証として利用することについてです。

マイナンバーカード制度は平成 2 8 年から始まりました。当初からいろいろなトラブルが続いてきましたが、それらが解決されることもなく、保険証へのひもづけが開始されました。国はマイナンバーカードの取得を進めるために莫大な税金を投入し、取得率向上に躍起になってきました。

そこでまず、大玉村のマイナンバーカードの取得率ですが、行政報告にもございましたが、改めて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 1 1 番議員さんの質問にお答えいたします。

総務省から発表されております本村のマイナンバーカードの取得率は令和 6 年 8 月末現在で 7 7 . 7 % となっております。

○議長（押山義則） 1 1 番。

○ 1 1 番（武田悦子） マイナンバーカードを取得された皆さん全てが保険証のひもづけをされているわけではないと思いますけれども、どのぐらいの割合でひもづけされているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 1 1 番議員さんに再度お答えいたします。

マイナンバーカードの保険証へのひもづけにつきましては、国民健康保険加入者についてのみのデータとなりますが、令和 6 年 7 月末現在で本村の加入者 1 , 5 1 6 人中、1 , 0 0 6 人が登録し、登録率としましては 6 6 . 3 6 % となっております。

○議長（押山義則） 1 1 番。

○ 1 1 番（武田悦子） 6 6 . 3 6 % の方、6 割強ですので、3 5 % ぐらいの方はまだまだ登録をされていないという状況でございますね。さらにはマイナ保険証、この利用率、これが上がらないという報道、盛んとされておりますが、この利用率というのは把握されているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 1 1 番議員さんに再度お答えいたします。

マイナンバーカードの保険証の利用率につきましては、同様に国保の加入者のみにについての数字でございますが、令和 6 年 7 月末現在で 1 3 . 7 6 % の利用率となっております。

以上です。

○議長（押山義則） 1 1 番。

○ 1 1 番（武田悦子） 1 3 . 7 6 % の方しか利用していない。それは利用しづらいとかいろいろあるんだというふうに考えますけれども、そもそもこのマイナ保険証を使うそのメリットというのはどこにあるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

マイナ保険証の使うメリットということでございます。

データに基づく診療、薬の処方が受けられる、高額療養制度にもスムーズに利用できる、転職などをしても健康保険証として使える、確定申告が簡単になる、また、病院や薬局での患者の負担が少なくて済むというようなことが挙げられてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 様々メリットがあるにもかかわらず利用率が上がらない、その根本的なところの問題、課題、なぜ上がらないというふうにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

現在、今まで発行されています保険証、それと、マイナンバーにひもづけされた方はマイナンバー保険証ということで、両方併用できるというような状況になってございます。個人的に考えるのは、あとは使い慣れたものを使っていくという考え方の人が多いのかなというふうに感じてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 確かに新しいことを始めるというのはなかなかすぐには飛びつけないというところがあるのかなというふうにも思いますけれども、それだけこのマイナカード、マイナ保険証そのものに不安を持っていらっしゃるという方もいるのかなというふうに思います。

病院の窓口などでは、12月2日で現在の保険証は廃止されます、マイナ保険証を利用してくださいなどというポスターが貼られておりますし、病院の窓口でマイナ保険証を持っていないというと、じゃ、役場で相談してきてくださいみたいな、いかにも今の保険証使えないんだよなどというふうな受け取られかねない、この報道なり何なりというのがあるんですけれども、現在、私も含め、皆さんが持っている保険証、これはいつまで使えるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

今おっしゃられました令和6年12月2日以降は新しいマイナンバー保険証への切替えということで、新しい保険証の発行はされないということになってございます。

使用期限ということでございます。現在お持ちの保険証につきましては、それぞれの保険証によって異なるところではございますが、有効期限のついていないものにつきましては、令和7年12月1日までということが利用できるということになってございます。

なお、国保につきましては、令和6年10月1日に新しい保険証が発行されますの

で、令和7年9月末までの利用が可能ということになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 現在の保険証の有効期限があるうちは使えるという理解でいいのだというふうには考えていましたが、このマイナ保険証を持っていない人、作らない人には資格確認書なるものが発行されるということですが、これは全ての方に発行されるのか、住民のほうから何の手続もなしで発行していただけるのか、自治体によっては申請した人にしか発行しませんよというふうに言っているところもあるようですが、大玉村ではどうなのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

資格確認書につきましては、先ほどと同じ各保険証により異なるところでございますが、本村におきます国民健康保険の加入者につきましては、保険証の有効期限であります令和7年9月末までにマイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書をそれぞれ申請なしに発行するというような予定でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） そこで、資格確認書の有効期限でございますが、国では、5年間最大有効期限というふうに話ありましたが、先日の新聞報道によれば県内は59市町村、1年間の有効期限とするというふうに載ってありました。この大玉村もそうだというふうに認識をせざるを得ないんですが、この1年間の有効期限が終われば、持っていない人にはまた新たな資格確認書が発行されるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

資格確認書の有効期限が1年ということは、議員さんおっしゃっている報道のとおりで進めているところでございます。その期限後につきましても、同じようにそのままその時点でマイナンバーカードの保険証を新しくされない方につきまして、また1年間の資格確認書をお送りするというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） そうすると資格確認書は、今のところの考えでいけばマイナ保険証を取得しない限り、1年間有効のものが毎年発行されるということでしょうか。

さらには、現在使っている紙の、紙のでもないですが、健康保険証、これ紛失するということが結構あると思うんです。紛失をした場合、再発行の手続をすればそんなに長い期間を置かずに再発行されるのかなというふうに思ってきました。実際、再発行を受けたこともございますが、このマイナカードを紛失した場合、再発行までどのぐらいの期間が必要なのか、さらには、その場合、再発行への自己負担というのはか

かるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

マイナンバー保険証を紛失した場合ということでございます。その再発行につきましては、今後も住民生活課の窓口におきまして再発行の申請をしていただくと、国へ送付するという手続で進めることになります。

国では、スムーズな発行に努めるということにされておりますが、発行までに一、二週間の期間がかかるというようなことが想定されているというところでございます。また、再発行に係る手数料につきましては、1枚当たり800円ということで再発行の自己負担が発生するということでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 現在の保険証だと、手数料というか再発行にかかるお金はないというふうに認識していますが、800円かかるんですね。結構大変です、そうなる。これ、単純な質問ですが、マイナンバーカードそのものは5年間の有効期限があるじゃないですか、それを5年後新たにするときもお金がかかるということではよろしいんですか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

5年後の有効期限が切れた……。すみません、少々お待ちください。

失礼いたしました。11番さんに改めてお答えいたします。

5年間のその有効期限というのは、パスワードとか証明書の部分が5年間ということで、そこは無料で更新ということになります。カードの再発行、10年ごとということで、再発行そのものは、大人につきましては10年後ということになってございます。そこにつきましては、かからないというふうに今認識してございますが。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 整理をして確認をしたいと思います。

紛失して再発行したときは800円かかるんですが、そのほか、期限が来て、新たに発行するというときはかからないということではよろしいんでしょうか。

最長10年、大人の場合はと言いましたが、子どもは何年なんですか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

すみません、ちょっと手元にないので、後ほどお答えしたいと思います。

すみませんです。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 再発行されるまでに一、二週間かかるということでございました。

一、二週間で本当に来るのかどうかというところもありますが、発行されるまでの期間、緊急的に病院にかからなくてはならないということが発生しないとも限りません。

けが、病気等々、起きないということはありませんので、そういう場合、自己負担が10割ということにはならないのかどうかの部分を確認したいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

紛失再発行の手續中につきましては、健康保険、それから社会保険ともに資格確認書を発行しまして、それを使用して診療を受けていただくというようなことになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 大変失礼いたしました。

先ほどの、マイナンバーカードの有効期限、5年間というのは18歳未満ということとで、未成年の方々の有効期限ということでございます。18歳以上は10年ということになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 再発行されるまでは資格確認書が出されるということですが、これは申請をしてすぐ出されるという理解でよろしいんだというふうに思いますが、こういう様々なこと、マイナ保険証に関すること、資格確認書に関すること、なくしたときのこと云々かんぬん、よく理解できていない方、多いと思います。私も何うまで分からない部分たくさんございました。これらについて、自治体によってはホームページなどでこういう内容ですよ、ご確認くださいみたいなご案内があるんですね。大玉村では、そういうご案内というのは行わないのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

村の広報、それからホームページ併せて今後とも広報していきたいというふうに考えてございます。

また、国保の加入者につきましては、個別の通知など発送して周知するというようにしてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） もう9月半ばになるわけで、12月2日から保険証はなくなりますみたいなことが先行しているので、早い段階でお知らせをしていただかないと、皆さん混乱されている方も多いようです。私が話をした方も、何でもかんで作んなくちゃならないんかい、作りたくないんだという方がいて、いや、資格確認書があるから大丈夫だよ、そういう情報もきちんと行っていないわけですよ。なので、もう期限があまりないので早急にその部分をお願いをしたいというふうに思います。

このマイナンバーカードへの保険証のひもづけ、様々な問題が取り沙汰されております。この情報の誤入力、これは本当に一番最初の段階ですので、あってはならない

ことでありますが、そのほかにも紛失した場合、高齢者施設の管理の問題等々いろいろ言われております。さらには、このマイナンバーカードそのものは任意の取得であるにもかかわらず、保険証がひもづけされる、紙の保険証が廃止される、さらには免許証のひもづけなどもなどという話もございます。任意取得のはずではあるのに、何だか国のそういう部分に強制的に行かされているような、大きく矛盾しているのではないかなというふうに思っているんですが、この点について、村長はどのように考えられるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えします。

このマイナンバーカードの矛盾というのは十分承知をしております。ただ、これは国策として推進しているものですので、行政としては、その国策に反する、マイナンバーカードは作らなくてもいいよというスタンスで進むことは、これはできないということですが、今、議員がご指摘のように、任意であると、作らないという方について強制的に作りなさいとか、そういう問題ではないだろうというふうに考えています。ただ、今後、こういう形で保険証とのひもづけがだんだん義務づけられるみたいな形になったり、資格書が出なくなるとかということは当然想定できますので、その辺についてはやはり国民の理解を得ながらこれは進めていっていただきたいと。

ただ、いい部分もありまして、別な病院に行ったときに、マイナンバーカードのほうにどこの病院でどういう薬出ていますよというようなことで、二重の二重に薬が出ないとか、そういうこともありますので、我々が期待するところは、国民が納得して、そして、利便性がこれによって高まれば自然と所持率とかひもづけが増えてくるのかなというふうに感じますが、一方的にという部分がやはり少し抵抗があるのかなと。

あと、もう一つは、病院でこれを使えるようになったのはつい最近です。ある病院に私行きましたら書いてありました。読み取り機が不調の場合があるので、従来の保険証を同時にご持参くださいというのは書いてありました。つい1か月前くらいの話です。ですから、まだ医療機関のほうの体制も十分に整っていないという部分もありますので、この制度自体はまだ進行中、不十分だなというふうには感じております。

ただ、先ほど申し上げましたように、国の制度ですので、行政としてはそれを推進する立場にあるということをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 自民党の総裁選挙の中でもこの問題、何だかいろいろ取り沙汰されているようですので、村民の不利益にならない、これが行政の果たす大きな役割だというふうに考えております。このマイナカードの課題についても、その思いを大切にして取組を進めていっていただきたいというふうにお願いをいたします。

○議長（押山義則） 当局より答弁の訂正の申出がありましたので、発言を許します。住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 11番議員のマイナンバーカードの保険証利用についての

ご質問に対する答弁について、一部訂正させていただきます。

答弁では、再発行に係る手数料については、紛失による再発行に係る手数料については、1枚800円と部長より答弁させていただきましたが、マイナ保険証としてご利用いただく場合には、交付時に利用者証明用電子証明書の発行が合わせて必要になることから、再発行手数料800円と電子証明書発行手数料200円の合計1,000円の自己負担をいただくこととなりますので、訂正させていただきます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 次の質問に入ります。

今年の夏も異常な暑さが続きました。去年よりも暑いように感じましたし、実際、平年より1.76度高くなっているという数字もあります。去年も言っていましたが、気象庁が統計を取り始めて以来、最も暑い夏でした。去年も今年も。ということは、今年のほうが去年よりさらに暑いと、そういう暑さであったということです。

この暑さの中、熱中症で搬送される方も多くなっています。去年の同じ時期と比べると、5,200人も多くなっているという数字があります。熱中症で亡くなられた方も100人を超えるなど、熱中症は命に関わります。熱中症にかかる場所として一番多いのが住宅の中、これが全体の4割以上に上っています。熱中症警戒アラートの発令など、注意喚起が進められていますが、さらにエアコン必需品になってきているというふうにも考えています。

しかしながら、なかなか購入することができないという世帯もあります。高齢者世帯、子育て世帯などでも、そういう世帯があるのではないかというふうに思っています。県内では、エアコン購入に補助をしている自治体があります。大玉村でもぜひ制度をつくるべきだと思います。これは、昨年9月にも同じような質問をさせていただきました。その際には、検討するというような答弁だったと思います。その後、どのように検討されたのか、また、その検討の結果、どうであったのかも含めて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

高齢者世帯への助成の検討ということを現在進めております。現在、各自治体の実施内容や村内の高齢者世帯のエアコンの設置状況など、細かい調査を行っているところでございます。現在進めている調査を踏まえまして、来年度の実施に向けてさらに検討させていただきたいというふうに存じております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 今回の検討は前向きな検討というふうに受け取っていいのかなというふうにも思いますが、また、機会のあるごとに伺いたいというふうに思いますので、お願いをいたします。

次に、涼み処、福島県では県内のいろいろな施設を涼み処として指定をしています。大玉村では、どの施設が涼み処として活用されているのか。また、この涼み処と

いうふうにした場合、何か特別なことを行っているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の涼み処でございますけれども、本村におきましては、特にこの場所というふうな指定はしてはございません。施設の開館時間帯に自由にご利用いただける公共施設としましては、あだたらふるさとホールでありましたり、農村環境改善センター、大山公民館、大玉村役場、こういった施設のホールなどが該当するものと考えておりますけれども、自由にご利用いただけるがゆえに、ご質問の涼み処としての利用確認等は行っておりません。このために、その利用状況についても把握はしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 改善センターには涼み処としてご利用くださいというポスターがあったように記憶しておりますが、この村内の各施設、高齢者が歩いて行ける場所にはなかなか難しい場所なのかな、特に遠くの皆さんにとっては。わざわざそこに行くまでに反対に熱中症になってしまうのかなというふうなことも考えられるんですが、何かもう少しPRがあってもいいのかなというふうにも思っておりますので、ぜひ検討をいただきたいというふうに思います。

最後の質問に入ります。

都市計画マスタープランについて伺います。

令和5年3月に改定されたマスタープランですが、令和6年8月30日付で、さらに改定が行われました。マスタープランと立地適正化計画を策定することは大玉村に東北自動車道のスマートインターチェンジを造るために必要なことだということだったと思いますし、9月6日付で国土交通省からスマートインターチェンジの新規事業化に向けた準備段階調査を行う箇所として、全国で4か所、箇所づけされたうちの1か所として発表されました。職員の頑張りや、関係機関の協力のたまものだというふうにも思っておりますし、よかったなと一安心をしているところです。

このスマートインターチェンジですが、今後の取組がさらに大変になってくるのかというふうにも思っていますが、今後の流れ、伺いたいというふうに思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

スマートインターチェンジの今後の進め方というふうな部分になってまいりますけれども、国による準備段階調査といたしまして、今後、準備会という形でさらに検討を進めてまいります。その後、国、あるいはNEXCO、地方自治体等で組織いたします地区協議会、こちらにおいて、この実施計画の策定、提出を行いまして、その段階で、国による事業計画事業化というものになされるということにつないでいくものでございます。新規事業がなされますと整備計画、それから連結許可という形で整備が進められまして、開通に向けた作業が加速するというふうな内容でございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） まだまだ先が長いというふうにも思っておりますが、まず最初の段階がクリアできたということでもありますので、粛々と進めていただきたいというふうにも思います。

この都市計画マスタープラン、昨年と今年、具体的にどこがどう変わったのかということについても伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

今回の都市計画マスタープランの改定につきましては、主にスマートインターチェンジを中心といたしましたまちづくりを掲げまして、このスマートインターチェンジ周辺の整備計画をしっかりと位置づけをしたというものでございます。

この改定につきましては、先ほど議員おっしゃられましたように、8月30日の都市計画審議会の答申を経まして公表いたしましたところでございます。

具体的には、国道4号沿道の地域振興拠点と、工業集積拠点、東北自動車道に接続するスマートインターチェンジ等から成る公共交通拠点、これらの3つの拠点を村の玄関口、大玉ゲートウェイとして一体的に集約整備するという事で、本村をはじめとした周辺地域も含めた観光振興、企業立地、物流効率化などにおいて、この拠点間の連携によって好循環をもたらすというふうな内容を打ち出しているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この、併せて立地適正化計画、これも同じような中身で進められておりますが、ここの目的にも様々書かれております。先ほど部長から話があったような部分も書かれておりますが、具体的にどのような計画なんだと、村民が理解する上でどのような計画なんだというふうに考えればよいのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

まず、立地適正化計画と申しますのは、都市再生特別措置法が定めます住宅及び都市機能増進施設を造るための計画ということで、分かりやすく申し上げますと、都市計画マスタープランの実行計画というふうな側面を持つものでございます。

これにつきましては、いわゆる都市の居住者の生活の利便性を継続的に確保するという事で、一定の人口が集まっている範囲、これらに必要な商業施設、あるいは公共施設などがまとまって立地する、そういったコンパクトな都市構造を目指していくというふうな内容でございます。

また、コンパクトにするだけではなくて、高齢者、あるいは子どもをはじめとする様々な住民が、公共交通を使って必要な施設に容易にアクセスすることができる公共交通と連携いたしましたコンパクト・プラス・ネットワークというものを推進するた

めのものでございます。都市計画マスタープランの改定と合わせまして、都市計画審議会の答申を経て8月30日に計画を公表いたしました。計画期間は都市計画マスタープランとの整合を図るために、おおむね20年後の令和24年度を目標年次としておりまして、5年ごとに計画の進捗状況、これについて確認をし、見直しを図るというものでございます。

このコンパクトな都市構造という言葉を目指すために、本村としては具体的な区域として、既存の市街地であります玉井地区、この役場周辺を含む地域、それから大山地区、大山小学校周辺、これらを居住誘導区域、さらには、その中に都市機能誘導区域というものを設定いたしまして、また、国道4号沿道に都市機能誘導区域を設定したところでございます。

これらの計画の考え方ですが、これらの人口密度、そういったものを一定程度維持しながら、それぞれの自治体の活力を維持しながら、その自治体全体のネットワークの維持、そういったものを図っていくということで、一極集中ということではなくて、あくまで、これらの活力を維持した上で、その実際全体の持続的発展を担っていく、そういった考えの計画でございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 1回伺ったぐらいでは到底理解できない内容がたくさん含まれているというふうに思っておりますが、この立地適正化計画で考える課題というのはどのようなものがあるのかなというふうに思うんですが、課題として考えているのは何なのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

まず、立地適正化計画が目指すべき将来の都市像といたしましては、大玉村の20年後の姿、これを「自然豊かな大いなる田舎に築く田園都市」というふうな将来像を描いてございます。都市づくりの基本理念といたしましては、「暮らしと自然の豊かさを守り、創造発展していく村づくり」というふうなところでございます。

基本方針といたしましては、必要な都市機能の確保によります生活の質の向上、2つ目としては、雇用の方や移動手段の確保による多様な働き方の実現、子育て世代をはじめとした若者の希望をかなえます豊かで住みよい住環境の提供、4つ目としては、空き家や低未利用地の適切な管理による田園都市景観の保全、災害リスクの回避によります村民の暮らしの安心・安全の向上と、こういったものを課題と同時にこれから目指していくものの基本方針というふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この計画、絵に描いた餅にならないためには進めていかなければなりません。この進める工程というのをどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

今回設定いたしました居住誘導区域、あるいは都市機能誘導区域、この都市機能誘導区域の中で一定のその施設整備、こういったものを図る場合には国の補助金が期待できるというふうなことが、この立地適正化計画の一つのメリットではないかというふうに考えてございます。

直近ですと、子育て支援センター、これにつきましては、大山地区居住誘導区域の中の都市機能誘導区域ということでございますので、まずこれらに向けた、実現に向けた財源の確保、そういったものに向けて適正化を図っていききたいというふうなところでありまして、これらに加えて地域振興施設、現在の直売所周辺でありましたり、そういったものについて、これらを活用しながら順次、状況を正確に把握しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 先ほども部長からありましたコンパクト・プラス・ネットワーク、これを推進するために人口密度を保ちながら周辺地域を維持する。なかなか大玉村にコンパクトシティという考え方自体、ちょっと難しいのかなというふうに思っているんですが、この部分はどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

コンパクトシティというふうな用語でございますけれども、この立地適正化計画でございますが、その都市再生特別措置法にもありますように、もともとと申しますか、主眼というのが、ドーナツ化が進む都市、こういったものをできるだけその既存の都市機能、あるいは居住誘導区域、こういったものにまとめながら現在のその都市機能をいかに維持していくかというふうなことも目的の一つとして特措法が定められたものでありますので、厳密に言って、では大玉村にそのような都市機能なり、人口の集積があるかというふうなところでございますけれども、これらの考え方を同じく村に当てはめるとすれば、先ほどお話しいたしましたように、現在、一定の人口の集積が見られるところ、それから、公共施設、あるいは医療機関、教育機関、そういったものが集まっているところ、これらを一定維持しながら、それぞれの自治体の全体のネットワークを図っていく、それにはその区域の維持発展が必要なんではないかというふうな考え方でございます。

したがって、先ほども一例を挙げましたが、これらの区域の中に一定の施設整備、そういったものを行う際に、国からの支援というふうなものもございまして、これらを十分に生かしながら、その既存の区域、そういったものをしっかりと維持しながらネットワーク化を図っていききたいというものでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○ 1 1 番（武田悦子） 今回改定されました都市計画マスタープランや立地適正化計画、村民にどのようにお知らせをしていくのか。この今回の計画、先ほど来、部長からありました地域の維持発展に取り組んでいく、この村の在り方というそのものが盛り込まれている計画だというふうに思うんですね。それをどう村民に伝えるのか。立地適正化計画の中には防災についての指針というのもし盛り込まれています。こういうものをどう皆さんに知らせていくのかというところの、村が一方的に進めていく問題でもないですし、村民の皆さんの声も聞きながら進めていくべき課題がいろいろあるというふうに思うんです。立地適正化計画をつくる前に、村民の皆さんからのご意見というの、そういう会も2回ほど設けたこともございますので、皆さんの声をどう吸い上げるのか、そして、皆さんにどうお返しをしていくのか、このあたりはどのように考えるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 1 番議員さんにお答えをいたします。

今回の都市計画マスタープランの改定、それから立地適正化計画の策定に当たりましては、住民の方々に対する説明会、あるいはパブリックコメント、それから、最終的には都市計画審議会に諮問をいたしましてご意見をいただきました。これらで全て住民の方々の声を反映したというふうには、これは私どもも全てではないというふうには考えてございます。今回このような形で計画を公表させていただきました。これについては、村内全戸にこの関係資料を配布、あるいはホームページ等へのアップ、そういったものもやっていきますけれども、今、各団体等への呼びかけ等も行いまして説明する機会、そういったものもご要望に応じて進めていければというふうに考えてございます。

また、皆さんの声の反映ということにつきましては、5年ごとにこの計画の進捗状況を確認しながら見直しを図るというふうなこともございますので、そういった部分に関しましては、このような形で、そのような際に反映をできればいいのではないかとこのように考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 1 番。

○ 1 1 番（武田悦子） 大玉村の将来がかかった大切な部分でございます。ぜひ村民の皆さんに知っていただく、立地適正化計画なりはホームページにはもう既にアップされているので、私もホームページから取りましたが、あの膨大な資料を全て読んで理解していただくというのはかなり難しいのかな、時間もかかるのかなというふうに思いますので、もう少し分かりやすい部分、進めていく段階がそれぞれにあるので、その段階に応じた説明なり何なりというの、やっぱりもう少し丁寧にしていただきたいというふうにも思います。

大玉村全てにおいて、何ていうんでしょう、そういう部分のこの説明なり何なりという部分が少し足りないのかなと。ホームページに計画、どんとそのまま載せてもなかなかそこにたどり着いて読むという方も少ない中では、せっきくのものが宝の持ち

腐れにならないように、もう少し村民に向けても発信を強めていただきたいというふうに思います。

さらには、この大玉村のような地域では、農業、建築業など、住んでいる場所となりわいが本当に近い、一緒だというところが、そういう方が大変多いのかなというふうにも思っております。この行政サービスそのものがコンパクトの一言でそこに集中されることのないように、周辺地域も含めて見捨てることのないような行政サービス、これに努めていただきたいことを改めて求めて一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（押山義則） 以上で、11番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午前11時44分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 10番須藤軍蔵君より通告がありました「夏まつり自衛隊のコーナーについて」ほか1件の質問を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 10番須藤軍蔵です。

通告いたしております2件について一般質問を行います。

1点目は、おおたま夏まつりにおける体験ブースの自衛隊コーナーですか、これらについては、村からぜひ来てほしいというふうに要望されたのか、あるいは先方からの申入れがあってということであるのかどうか、そこら辺の経緯についてお尋ねしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

今年の夏まつりにおきます体験コーナーの自衛隊ブースでございますけれども、これにつきましては、村の自衛隊家族会より、夏まつり実行委員会、あだたらの里フェスタ実行委員会であります、こちらに対して夏まつりでの自衛隊のPR活動に関する申入れがあったものでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 特別、深い意味合いはないわけですが、自衛隊については、昨今の、というよりも今年もですが、異常気象等による災害、様々な災害の中でも、昼夜を分かたずご奮闘いただいている、本当に頭の下がる思いもあるわけであります。

同時に、また真逆といいますか、国を守る仕事をしていますと言う割には、やってもいない先生の授業をやったというふうに称して多額の国の金を取ったり、反社会的な行為が様々な形で、今ずっともう常態が続いているというようなことも含めると、

なかなか自衛隊に対する複雑な思いもあるわけですし、特に、私としては気になったのは、まだまだ子どもさん方、社会的な知識を身につけるには一定程度の時間が必要であろうというときに、こういう子どもさんに、この無批判的に、いわゆる人殺しであるそういう装備をカッコいいものとして、そしてそれを体験したりということで、この何とか、だんだんそれが常態化してくる、大変、もし、そういうふうになればということで、私は危惧をしたものですから、やはり一定の、それぞれの一つの批判も含めたそういうものを持ちながらやるべきであろうというふうには思ったものですから、村から要請したのであれば問題かなというふうには思ったものですから、それ以上の意味合いはこの問題ではありません。

次に、暮らしの安心・安全関係の各種の予防接種等々の拡充についてであります。

(1) としては、認知症の関係について3月議会でもお尋ねしたところでありますけれども、その一つとしては、昨年、2023年の認知症に関わる不明者というものについて、全国の統計といえますか、まとめがそれぞれ出ているわけですが、それらについて、村としてはそれらをつかんでおるかどうか、まずその点を確認をしたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

先月4日に警察庁より令和5年度における行方不明者の状況が発表されております。統計を始めた2012年から11年連続で過去最多というものを更新しており、認知症による社会的問題がますます深刻化しているものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 数としては、全国では1万9,000人ということですが、これはあくまでもつかんだ数字でありますから、それよりもさらに増えているのかなと、それが多いか少ないかということについては様々でありますけれども、今、部長言ったとおり11年連続して更新しているということは、やっぱり重大な中身なのかなというふうに思います。

部長が、この間、議会で答弁されたことの裏を取るわけではないんですが、本宮の市長を通して、私たちも安達地方の共産党の議員団として本宮市で勉強をさせていただきました。GPS、特に高齢者の福祉の事業について、それらについても本宮の保健福祉関係の部長、課長さん等々にえぽかでいろいろと説明いただきました。どちらも女性の方でしたけれども、様々な取組をされていて、部長のお話があったとおりの内容でありました。GPS装着の関係では、それはそれとして作ったけれども、やっぱり事柄の性質上、腹減ったところにまんま食ったような評価はなかったというのが結論です。やっぱり、どうしても俺の家ではそうっていないんだということがあって、でもそれは必要だと。

特に、俺らも行っただけけれども、大玉村をはじめ地域の市町村との連携をさらに深めていかないと、この問題は進まないんだというようなお話ありました。その中

身、GPSの、こういうものだというような中身、それからメーカー等々の説明をいただきました。いずれそれを装着するための、もっと使いやすく、あるいは理解を得るというようなことについては、まだまだこれから取組が必要だなというふうに思ってきたところであります。

国はまた、この間やっと大玉村でも、この令和8年までの高齢者の、あるいは福祉計画つくったばかりなのに、また新しい認知症関係の国の指針というものを今度つくるようにするんだということで、その認知症観の定義というものを、自分らしく生きるというようなことで、政府では各市町村にも実態に合わせて計画を策定させるなどというふうに新聞報道が、これは9月3日ですか、に出たんですけれども、やっとこの3月に策定してという中で、新しいそうした認知症関係での事業に何か取組が始まろうとしているか、始まっているのか、あるいはこういう今の新しい認知症観というものの、これを計画を立てるようなことについて、県なり国から何らかの話があったのかどうか、これらについて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

まず、第10期の高齢者福祉計画におきましては、認知症施策の中で徘徊高齢者対策としまして、現在GPS機器の導入について調査研究を進めているところでございます。実施している自治体の活用事例など調査結果を踏まえて、早期の導入ということで目指していきたいなというふうに考えてございます。

また、後段の国・県からの新たな認知症の施策というものにつきましましては、現在のところ、まだ通知等をまだ把握していないところな状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） そのGPS関係についても、よく状況をつかみながら、さらなる効率のよい取組をされるようお願いをしたいと思います。

さて、健康ポイント事業をはじめとして村の諸施策がいろいろと功を奏して、先日行われた敬老会の資料でも、90歳にならないと長者番付に出ないというほど元気な高齢者が非常に増えてきているということで、村長もその中で、なお元気で大いに長生きしてくださいというお話もあったわけですから、その長生きするためには、様々な取組というのが必要であろうし、また実際取り組まれ、今度も補正予算の中でも現役の働く皆さんをターゲットとした生活習慣病ですか、これに対するところの補正予算、先進取組に対するというようなことでの110万円ですか、そうした取組、あるいはまた、その先の高齢者の皆さんに対するところの取組もされていると、そういうものが功を奏して総体的に大玉村の健康事業というのが一定程度成功しているのかなというふうに思っておりますし、そういう意味からも、さらなるこの充実いうものを求めて幾つかの具体的事例についてお尋ねをし、またその取組を強く求めたいと思います。

まず一つは、PET検診です。

これらについても村の年齢刻みでの実施、それから全体の健診の中での実施とダブっている部分あるんですけども、P E T 検診については非常に効果も認められるものもありますし、総合的にずっと診ていくというもののと的を絞ったやり方という、2通りか3通りあるんです、このP E T 検診には。それらについて、やっぱり効率のよい、何でもかんでも受ければいいというものではなくて、やっぱり結局はあれも放射線を浴びる一つのあれでありますんで、やっぱりそこら辺は効率よく、よく実態も含めながら、効率のよい検診、あるいは受診につながるような取組をまず求めたいと思います。まず、そこ。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

現在、P E T がん検診、助成対象としておりますP E T がん検診と併せまして人間ドックを受診していただくのが病気やがんの発見に非常に効果的であるというふうに考えてございます。現在、基本コースと充実コースという2つのコースでP E T がん検診を受けていただいておりますが、より人間ドックの検査項目に近いコースの導入につきましても検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） そこら辺の関係も、充実のために取組を強めていただきたいと思います。

2つ目は、肺炎球菌のワクチンであります。

接種についてでありますけれども、これ65歳以上は1回だけ国のあれがあんのかな、そういうことから大体65歳で受けると思うんですけども、大体5年から10年だと効果は、言われているんです。先ほど言ったように、丈夫で長生きしてくださいというお話ありましたけれども、丈夫で長生きすると65だと75、85、95の中では効果はなくなっていくんだよね。もう一回くらいは受けられるんだよね、これ、そうすると。そうすると長生きするためには、長生きしてくださいと頼んでいるんだから、これ当然、そこら辺にはしかるべき対応が必要だということで、ぜひこれらについても検討できないかということでございますので、これらについてはいかがでしょうか、お尋ねをします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

肺炎球菌ワクチン、もう一回できないかということで、接種できるかできないかということにつきましては、65歳以上の方が、初回、1回目の接種のみできるということで、まずそれが定期接種ということで公費負担ということになってございます。2回目以降につきましては、それを法定外接種として公費負担とすることにつきましては、ほかの自治体の状況について調査してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ほかの自治体のことについても考えて検討、いろいろと調査していきたいということでございます。

次に、带状疱疹です。

俗に、この辺ではつづらごなどと言われているんですけども、辞書で調べるとつづらごというのは出てこないんですけども。大分最近これも増えたり、結構症状が様々、軽い人から、子どもの頃の水疱瘡というようなものが体内に残っているんだというようなことも一つの要因だそうではありますが、体の調子悪いときとかストレスとか精神的なもので様々な要因で、それにこうなってくるというようなことで、結構これもなかなか精神的にも体的にも、なった人にいろいろ聞いてみると、本当いらつくみたい、そういう、なかなか大変だと、結構時間もかかるというようなことで、これらについてもワクチンの方法、2回ぐらいあって、それぞれ不活化ワクチンなり生ワクチンなりというようなことであるわけでありまして、これも結構、俗に言う高齢者というんですか、そういう方に対するところの取組というの、もう一つ求められるのかなというふうに思いまして。

これらについても、昨今では結構自治体によるところの一定程度の助成というものが図られてきておりまして、福島県内においては8市町村ですか、近隣では本宮市が今年の4月からで、これは50歳以上に、生ワクチンでは5,000円を上限として1回と、それからこの不活化のワクチンは、これ1万円を上限で、これは2回だというようなことでの取組がこの近くでは実施がされているところでもありますけれども、これらについての大玉村としての独自の取組はできないかどうかということについてお尋ねをいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

带状疱疹の予防接種の助成制度につきまして、現在、来年度の実施に向けて準備を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3つ目としては、コロナのことについて質問項目に、4つ目ですね、上げたところでありますが、これ補正予算の中でも具体化されております。実は、これ3つも4つもどうだべと言ったものだから、ここだけ一番ちょっとトーンを弱くして検討してもらえないかと、こういうふうに書いたところだったんですけども、ここはやっていただいてありがたい。

実は、私もこの8月1日にコロナになって、ずっと盆中まで実は調子悪くて入院しました。かなり、今まで80年近く生きていたんですけども、こういう症状になったのは初めてで、これ核兵器造るより、この病気を流行らせたほうが世の中制圧できるくらい、そういうやる気なくさせる、何かやろうとする気力をなくさせるんだ、あとは考えたり、そういうことをさせなくなるというか、ばかにできないです。

5類になったの早過ぎたのかなと思ったりもしました。でも、5類だと今度、いつまでもいつまでも何にもできないということもあるしということで、でも結構出ているんですね、コロナ今。新しい形のも出ているということで、改めてばかにできないというふうに思ったところでありまして、これに対するところの、まずはそれをきちっと予防するための、まず最初の取組をきちっとすると同時に、ワクチンに対する取組を求めたところではありますが、これらについては予算措置も出されているところでございますので、あえて申し上げません。

いずれにしても、今お話し申し上げた来年も導入に向けてやると、あるいは検討するんだというようなことのお話をいただきました。今期の村政の、この執行の、村長の話の中でも、冒頭で、口頭で今度のスマートインターに対するところのこの事業に向けての国交省の発表がなされたということで、午前中もそれらをめぐっての波及効果なり様々な地域の発展につながる、そういう期待を持たせる中身でありました。それはそれで、これから実現に向けては紆余曲折、そして、これは問題だなんていうのいっぱい出てくると思うんですけれども、みんなしてそれはクリアをしながら進めていくということが大事であると思います。

あわせて、それらを進めるとともに、今私が申し上げましたそういう村民のしっかりとした暮らしを守っていくという、そういう方向も併せてやっていくということが、初めて、それによってさらに元気な大玉村を築いていかなきゃいけないということでありますので、そういうことに対するところの村長の、それをやるんだぞという決意のほどを改めて伺っておきたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

かなり長い時間をかけてスマートインターについては計画を進めてまいりました。私がいつも申し上げていますように、財源のないところに事業はないということでやってきましたので、今回スマートインターに取り組んだ、そして決めていただいたということには財源の裏づけをしっかりと取ったと、その裏づけ、そしてそれに付随するものについては立地適正化計画、これははっきり言いますと財源の確保のために最重要な計画でした。これができたことによって周辺の施設等を、これから造るものについては、国交省の補助が見込めるということで事業に着手をしましょうということになってまいりました。ですから、しっかりと財源を確保して、そして事業を進めていくということで、これは従来のスタンスどおり事業を執行する場合には、そういう考えの下に進めていくということでございます。

それとあわせて、そこに取り組むために、従来の先ほどから質問があるような住民の健康維持とか、子育て支援とか、高齢者対策とか、産業振興とか、そういうものに影響のあるようではこれは困りますので、その辺は従来、もしくは従来以上にしっかりと対応をしながら事業を、将来の10年、20年後の村づくりに対する展望、必要な事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） そういう両方の面をきっちりと見て、一層村政執行に当たられるように要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

5番斎藤信一君より通告がありました「畜産業を応援する」の質問を許します。

5番。

○5番（斎藤信一） 5番斎藤信一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告していた1件についての一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

畜産業を応援するということで、畜産業の現状。

大玉村の畜産業は、地域経済の重要な一部であり、家畜の飼育や肉、乳製品、卵の生産、販売は農家や生産者に直接的な収入をもたらします。また、これらの畜産製品の加工、流通、販売に関連する雇用も生み出します。そして、今問題になっている耕作放棄地の活用や本村の美しい景観の維持にも一役買い、携わっている人たち同士の情報交換や技術共有、そして地域イベントなどへの参加を通じ地域内協力や交流促進に寄与してきました。しかし近年、後継者不足をはじめ、飼料や燃料などの物価高騰、売価の値下がり、環境問題、経済的な厳しさにより畜産業が存続の危機に瀕していると私は考えます。

質問をさせていただきます。

まず、①番、経済的支援策の必要性について。

畜産業の衰退を防ぐために経済的な支援が必要だと考えます。大玉村では、飼料高騰対策事業をはじめ導入促進事業、利子補給事業など様々な畜産業者に対する支援や補助を行っていますが、飼料価格は世界的に高騰しており、為替レートとの関係もあり支援には限界があると考えております。地元での飼料生産を増やす施策が必要ではないか、それについてどうお考えなのかお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

畜産業に対する経済的支援の必要性につきましては、本村といたしましても、その必要性は十分に認識しているところでございまして、議員からお話がございましたように、大玉村農林水産業振興対策事業補助金の交付要綱の中でも、畜産振興対策等の事業を上げながら優良牛の導入などの発展に対する補助、さらには国による配合飼料価格の高騰緊急対策事業等があったほか、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金事業を活用した交付金、支援金等も行ってきたところでございます。

畜産業の方々に対する支援に関しましては、今後とも畜団連との定期的な懇談等を通じて、実効性のある経済的支援を行ってまいりたいと考えておるところでございますけれども、と同時に、村内での飼料生産、これにどう取り組むかというふうなところでございますけれども、現時点におきましても、牧草、水稻からの転作による牧草地の作付、そういったこと、それから飼料用米の作付等を行っているところでござい

ますけれども、それぞれの農家にもそれぞれに限界等がございますけれども、できるだけ村内の中で、例えばWCS、ホールクロップサイレージ、そういったものの推進、そういうものも懇談を通じながら、その必要性、あるいは実効性、そういったものをきちんと話し合いをしながら推進を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

今の牧草だったり、飼料米の生産などを行われているということですが、実際、その飼料米、村内で生産された飼料米というのは村内の畜産業者の元に渡っているのでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

生産をされました飼料用米につきましては、それぞれ米穀取扱いをされるJAであったりとか、それから流通業者の方を通じて必要な部分に供給されるということですので、村内の飼料用米がすべからず村内に供給されているかどうかというのは把握できてございません。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

把握できない、業者のほうに渡すということで、そういう何ですか、その業者のほう、間に入れば当然業者のほうでもお金もうけなくちゃならないと思うんですけれども、だからそういったもの、例えば飼料米だけじゃなくてもトウモロコシですか、トウモロコシだったり、あとその配合、さっきも部長おっしゃいましたけれども、配合飼料に対しての補助だったりとありましたけれども、その配合飼料などを村内で生産するような、そして生産した人に、何ですか、補助というかそういう支援できるような施策とかは検討できないのかをお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

家畜の飼料といいますのは、かなりその広範囲、極端に言いますと世界規模で流通するものでございまして、お話のありましたトウモロコシ、子実用のトウモロコシ等についても世界的なその価格の高騰、これらを受けて、ここ数年国内で生産できないかという取組が進んでいるところでございます。したがって、この一地方自治体だけでこれらが完結できるかというふうなことになる、かなり難しい部分もございしますので、例えばそういった飼料の供給、あるいは供給を受けるそういったものに対する助成、そういったものについては検討の余地はあるかと思っておりますけれども、こちらで全て生産をして、それを全て村内に流通させてというふうなことは、かなりハードルの高いものであるのではないのかなというふうに思います。

したがって、こういった部分につきましては、これら畜産農家の方々、あるいは

はその飼料を供給される側、そういった方々との密接な意見交換、情報交換等も必要になってくるのではないかというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

先ほど出た、牧草畑、水稲から牧草畑に作物を変えてやられている方、そして、以前軍蔵さんかな、質問したと思ったんですけども、直接支払交付金ですか、水田活用の、それで数年に一度水張りをしなくちゃならない、水稲を行わなくちゃならない、最近は緩和された部分もあるかもしれないんですけども、本村でその直接支払交付金を活用するために、牧草畑に一度なった水田ですか、をそういう水張りだったり、そういうことをやられている方は現在おられるんですか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

お尋ねの水田からの転作によります牧草地、水稲以外の作付をしている部分、これについては水田活用交付金、これの対象とするのには、財務省の見解を申しますと、水田に対して転作の交付金を出すわけだから、水田でなくなったところには出す必要がないでしょうというのが財務省の見解でございます。その観点から、一定の期間までの5年間の間に一度水張りをしてきちんと畦畔を保っているかどうかを実証して、ここは水田ですよということを実証しないと、その交付金が受けられなくなるというふうな内容でございます。

したがいまして、現時点で、まだその5年目というふうな部分が来ておりませんので、村内では牧草地を水張りにという事例はあっても、かなり少ない部分だと思えますけれども、今後確実にそれは訪れるものというふうに考えてございますが、今後を考えますと、やはりその牧草地に限らず水田から畑作物等に転作をしている場合、一定のそのブロックローテーションによって、その利活用交付金をしっかりと活用するような方法を担保しながら続けていくというふうな営農の手法も当然必要になってくるのかなというふうには考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。詳しい説明ありがとうございます。

実際、牧草畑だったり、田んぼから畑に転作されて飼料関係、育てている方もいらっしゃると思います。当然、畑にするんだからその水をためておく機能なんて、もう見た感じもなくなっちゃっているようなところって結構見られるんですけども、例えばですけども、そういうところをその交付金等を活用できるように、修繕、畦畔を造ったり、水を張ったり、水田のところを直したりというのは、その使用者、持ち主がやることだと思うんですけども、例えばそういうところに目をつけて、実際にそういうことをやってくれる人に補助を支援をするとか、そういう考えはあるのかということと、あと何ですか、支援をするような考えはあるのかお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

現時点で、例えば水田から、田から転作をして牧草等を作付していると、ただしそこは水田であるので現時点では水田活用交付金を受けて、受けた形で実施をしていますが、それを受け続けるために再度畦畔を整備するとかというのは、これは費用対効果、あるいはその費用をかけて活用交付金を受けることが、受け続けることが適切であるのか、もしくはこれは一時的なお金といたしますか、交付金になりますけれども、畑地化、畑にするという、畑地化を選択する、これはそれぞれの農家の判断によるものであるというふうに考えてございます。

畑地化に関しましては、その規模によって単年度の交付金というものもございまして、それから、田から地目を変える場合に土地改良区の受益地でありますと、土地改良区からの、いわゆるその脱退の一時金、こういったものも発生する場合がございます。現時点におきましては、畑地化に関する事業の中でそういったものに対する補填というものも用意されているところでありますので、それらを総合的に判断されて営農の計画をされるということが肝要ではないかというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

現実的ではないかもしれないというんですか、その費用対効果を考えると、その改良区の脱退料金だったり、その畑地化するために、何ですか、脱退料金だったり補填するような支援もあるということで、ありがとうございます。牧草畑、すごく私も小さい頃から見ていますけれども、景観もよくなりますし、何ですか、耕作放棄地だつたりを抑制するのにもすごくいいのかななんて思っております。

じゃ、次の質問に移ります。

2 番目、畜産物の地産地消の推進についてということで、地域の畜産業を守るためには地元で生産された畜産物の消費を促進することも重要だと考えます。村内で地元の畜産物を買ったり食べたりですか、できるような場所は村のほうでは把握しているのかお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

畜産物の出荷物に関しましては、それぞれの流通ルートもございまして、それを特定して村内のここというふうなところではありませんけれども、代表的なものと言えば直売所であったりだとか、それから村内の肉の卸業者さんというふうなことになるかと思えます。

地産地消につきましては、毎年うまいもの祭りを開催しておりまして、これの際には正真正銘、村で生産された和牛を 1 頭それぞれに供給するというふうな体制で行っておりますので、こういった機会を捉えまして村内の方々においしさであったりだとか、その品質であったりだとか、そういうものを実感していただける機会にしたいと

いうふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

代表的なところで直売所だったり、村内の肉の卸屋さんだったりということなんですけれども、この間、居酒屋さんのほう行って、その話をさせてさせてもらったら、夏まつりですか、夏まつりのときに地元の畜産者のほうが出店されていて、そのとき自分のところで生産した肉を加工して販売していたそうです。たまたまそこでお話しする機会があって、じゃ、うちで何十キロか買うよということで買って、今、実際商品として出しているみたいです。

業者だったり、そういうところを私もちょっとそこまで詳しくはないんですが、地元で育った畜産物を地元でそういう気軽に味わえるということは、すごくいいことだと思うんですけれども、そういうことが気軽にされることによって、この後にも出てきますけれども、環境問題だったり、地元というか、その住民の方と生産者の間柄のことだったり、いろんなこう、そういうことに解決策だったり、妥協とは言わないですけれども、そういうのが生まれてくるのかなと。そして、例えばですけれども、地元で生産された畜産物が、地元のそういうところで食べられますよというのをホームページとかから誘導するような仕組みもつくれるのではないかと考えますが、その辺に関してはどう考えていますか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

村内等の飲食店、そういったものに対する供給がなされ、またそれがしっかりと P R できるというふうなことであれば、当然村の、これは農業のみならず商工業、あるいは観光、そういった面からも P R はぜひとも推進をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

ぜひ、そうやって地元のものを食べられる地元の店、周知していただければありがたいと思います。

同じ、その地産地消の推進についてなんですけれども、一般の方だけじゃなくて、学校給食、管内の学校給食で地元の畜産物を活用できないのか、そして、そういうものを通して子どもたちに畜産関係の、関係というか、そういうことを理解してもらえないか、そういう取組ができないかをお伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 5 番議員さんにお答えいたします。

本宮方部学校給食センターにおきましては、給食食材の地産地消には努めておるところです。特に、米とかみそ、野菜については J A とか直売所を通しまして地元産の

活用を図っております。畜産物につきましては、牛乳につきましては、地元企業から、全て県産品になります。県産品を、また、肉類や卵類につきましても、大部分を県産品で賄っている状況にあります。これは畜産物に限らないんですけれども、第一は食材の安定した供給、そこには加工だったり、流通だったりもあります。それとあわせて、加工面、こういった部分もありますので、その辺は検討の材料になりますが、できるだけ、やはり地産地消の取組は今後も推進していくべきものというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

日本全国あちこち給食ありますけれども、いろんなニュースで、ええ、こんなの出して採算合わねえだろうみたいなのが、まれにニュースとかで見たりします。必要ないことだろうと言われたらそれまでかもしれないんですけれども、やっぱり地元のものを食べる、すごく大切なことだと思うんで、ぜひ、量の確保だったりとか、業者だったりとか、いろいろと大変かもしれないんですけれども、何とかそういうことが実現できるように、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に、3 番目の質問をさせていただきます。

技術支援と人材育成についてということなんですけれども、畜産業の持続可能な発展には技術革新や人材育成も重要だと考えます。村では、畜産業者に対する技術研修や後継者育成のプログラムなどを実施していますか。それをお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

畜産農家に対する技術支援、あるいは人材育成についてということでもありますけれども、村独自で村単体で行っているというものではございませんが、県の農業総合センターの畜産研究所の成果等につきましては、安達農業普及所や J A を通じまして広く技術支援、あるいは経営相談という形で行っているところでございます。

また、県の事業ではありますが、獣医師向けの研修であったりだとか、農業総合センターの農業短期大学の選択科目、こういったものにも畜産を位置づけておまして、農林水産省の畜産局、これらが実施いたします中央畜産技術研修会、こういったものを実施をされておりまして、それらについての情報提供を行っているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

様々な研修を、県だったり、J A だったり、国だったり、共同して行っているということなんですけれども、最初に経済的な支援だったり、現状についても、経済的な厳しさだったりということで挙げさせてもらっているんですけれども、畜産農家の経営改善を目的とした勉強会の開催というんですか、前、前回、商工業の話でもちょっ

とさせてもらったんですけれども、補助金をもらうための勉強会じゃなくて自立するための事業計画、しっかりしたものというんですか、そういうものを戦略的につくっていくような機会というのは今現在あるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

これらの今後の事業計画、そういったものに対して、村がそれぞれの事業計画にとって相談を受けてという、現時点ではそういったことは行ってございません。これらについては、農業普及所、それからJ A、そういったものと連携をしながら畜産農家の方々の相談窓口というものがどういったものがあるのか、またどういうふうにあるべきなのか、その辺も含めてしっかりと連携を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

他の専門的な部署と連携しながらやっていくということで。

あとの次の質問でもそういう話、多分すると思うんですが、若い人は肉をはじめ畜産製品は大好きです。学校とか大学だったり連携を強化して、若い世代に畜産業の魅力を伝えることが重要と考えますが、本村としてはどういうふうを考えておられますか。それはさっきおっしゃってくれた、うまいもの祭りだってありますし、私、小学生のときは、歩いて神原田の牛を見に行った記憶があるんですよ。そこで、何かちょっとわらとかくれたり何だりしたようなときもあるんですけれども、今現在、子どもたちだったり、若者だったりに対して、こういう畜産業、こういうものなんだよというような取組をしているものあったりとか、こういうこと考えているんだというのありましたら教えてください。お願いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

畜産業に特化したものではございませんが、村におきましては、村の将来を担う子どもたちに農業の大切さを知っていただくという取組として、保育所から中学校までそれぞれの幼・小・中からの要請に応じて農業体験活動の受入れを行っていただく、子ども農業体験応援事業、これを今年度から実施に移しておりまして展開をしております。そういった中で、畜産農家の方々であつたりだとか、畑作、あるいは果樹、そういったものも含めて子どもたちが、その実際の現場を体験することができればいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

子ども農業体験応援事業ですか、すごい素敵な事業だと思います。本当に携わる、実際経験するというのはすごく刺激にもなりますし、そして、それを教えを乞うに行

く側も教える側も元気になると思うんで、ぜひそういう活動を積極的に続けていって
もらいたいなと思っております。ありがとうございます。

次、④番、環境対策と持続可能な畜産業の推進についてということなんですけれど
も、環境保護と持続可能性の観点に際して社会的期待も大きいと感じます。環境に配
慮した畜産業が推進されることで、大玉村の畜産物や生産者へのイメージアップにも
つながります。畜産経営と住民との相互理解のためには、村をはじめ公的機関の果た
す役割はかなり大きいんじゃないかなと考えております。その辺で具体的な支援策だ
ったり、議会のほうでも悪臭問題ということで視察に行ったりもしましたが、ただあ
の方法が正解なのかとは私は思いません。具体的な支援策だったり、ガイドラインと
いうものを村としては提供をしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

畜産業におきます環境問題、代表的なものといえばその臭いであったりだとか、そ
れから廃棄物の観点ということになると思います。

今ほどのような質問にありました大規模農場における悪臭であったりだとか、それから
廃棄物の問題に関しましては、県の廃棄物担当、あるいは家畜保健衛生所等々との連
携をしながら、村といたしましても一定の関与をしながらその推移について把握をし
ているというところまでございまして、また、コロナによって一時開催ができませんで
したが、地元の住民の方々との意見交換という形で今後もおおむね6 か月に1 回程度、
その時期を見ながら、そこの意見交換を行いながらやっていきたいというふうに思っ
ておりまして、具体的なそのガイドラインというふうなものを村として提示している
わけではございませんが、関係機関と連携を取りながらそのような対応をし、さらに
地元住民の方々からの声をお聞きしながら、しっかりとこの畜産業者の方々のほうに
反映を求めていくという姿勢で臨んでいきたいというふうに考えているところでござ
います。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

具体的なルールだっなどの提示はしていないということなんだろうと思いますが、
確かにその臭いのレベルが幾ら幾らまでだとか、そういうことを明記しちゃうとなか
なか大変なことにもなってくるのかなんては考えます。ただ、畜産者側でそういう
ことを、このぐらいまでを抑えなくちゃなとか、これ超えるようなときだったら風下
のところに、ちょっと声でもかけにいくかなとか、そういうような取組とかはできるん
じゃないのかなんて、そして、本村堆肥センターありますけれども、その堆肥セン
ター自体をもっと活用してもらえれば、またちょっと変わってくるのかなんて私な
りに考えるんですが、その辺どういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

先ほど申し上げた村として具体的なガイドラインを示さないということでもありますけれども、これは上級庁、いわゆる県の環境対策のほうの調査によりまして、その基準的な数字の内側に収まっているんですね。風向きであったりだとか、天候、あるいは気圧、そういったものによる変化も大きいというふうなことで、畜舎のすぐ出口のところ、それから敷地の境界線、そういったもので測定したものに関しましては、その数字を上回ることはないというふうな、現状の中での先ほど申し上げた対策でございます。

次に、本村の堆肥センターでございますけれども、現在、農業振興公社を指定管理者として運営に当たっているわけですが、これらの原料をどう確保していくか、これは畜産廃棄物をどう処理するかと、ちょうど表裏一体の部分でありますけれども、どうじゃ、原料を確保して堆肥の生産につなげていくんだというふうなところでありますけれども、畜産農家さんそれぞれに堆肥舎を持っていらっしゃる方もおられます。なおかつ、堆肥センターの利用に関しましては一定の経済的な負担も生じるというふうなところもありますので、振興公社において今後の畜産経営の中で堆肥センターを利用しますか、どうしますかというふうなアンケートも昨年行ったところでございます。

こういった内容を見ながら、畜産農家さんの意向をよく踏まえながら、その処理、畜産廃棄物の処理をどのようにしていくか、それら全体を考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

その利用促進に関して、それぞれその堆肥置く場所があるということなんですけれども、当然攪拌とかもされずに野積みの状態で発酵させていくということで、そういうのも踏まえた上で、村で何かしら支援だったり、もうちょっと柔らかい、何と言ったらいいのかな、対応ができるように願います。

もう一つ、さっき冒頭で言ったんですけれども、住民と業者、経営者だったりの相互理解ということなんですけれども、防災無線などで、畜産だから、そこまではあれなのか、トラクターだから、防災無線で道路に土を落とすな、落とすなと執拗に流れております。確かにそうだよなとも思う反面、実際自分ちも田んぼをやっていたんですけれども、父ちゃんの後ろを母ちゃんが雪かきを持って追っかけて歩いてきれいに掃除していました。

そういう人たちからとっと、ああいう防災無線でそういうことを周知されること自体が、何かこう、じゃ、うちが悪いことしているのかよというふうに思っちゃう方がかなり大勢おられるのかなと、そういう認識です。その辺、そのことがいいとか悪いとかというのじゃないんですけれども、新たに大玉村に居住された方だったり、そして農業を知らないで育ってきた今の若い人たちとかにも、やっぱりその農業だったり、その畜産業だったり、そういった村の実情というものをしっかり理解してもらえ

るような取組というのはすごく重要だと考えるんですが、その辺に関してどうお考えなのか、それは教育長のほうも聞きたいですし、産業課さんのほうも聞きたいですし、お願いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

農繁期における道路の汚れでありましたりだとか、それから例を挙げれば、例えば刈った枯れ草を燃やしたときでありましたり、その煙でありましたりとか、今まで例えば村内の方だけでお互いなんだからしょうがないなというふうなところであったところが、そうではなくなってきたという現状にあるかと思います。しかしながら、交通の安全性等からいきますと、道路に土が放置されるというのは交通安全上も極めて危険な状態でありますので、私ども産業担当といたしましては、その土を落とすなことではなくて、まず第一には圃場に入出入りをする際には十分に作業に注意してくださいよということを第一義的な訴えとして広報をさせていただいて、その次に土を落とした場合にはきちんと片づけけてくださいよというふうな広報をさせていただいているところでございます。

また、呼びかけといたしましては、枯れ草等を燃やす場合も、風向きそういったものには十分注意してくださいよというふうなことでございます。

また、一方で、新たに居住された方も、やはりここはこれだけの農村地帯なんだというふうなところも踏まえて、これ拝見しますのが、この辺ですと田植の時期だとかということになりますと、農道の脇にトラックを止めて作業をしているということもございますけれども、そこを車が通れないから早くどけろというふうな、言わんばかりに、車を駐車されるというふうな、そういうふうな事例も散見いたします。お互いに、こういったことについては、やはりお互いの理解、こういったものが必要であるというふうに考えておりますので、これは時を捉えて周知、あるいは理解を深めていただくような呼びかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

教育関係のところでの対応ということでもありますけれども、新しく入ってこられた方に限ってということではなくて、子どもたち、小さい段階から様々な地域の探検であったり、あるいは体験学習であったり、農業体験であったりというような活動の中で、もちろんそれぞれのいいところだけではなくて、今お話しになりましたように、どうしたって田んぼを耕せばその泥が体についたり、あるいはそれが道路についたりというようなことも、実際体験をする中では子どもたちも実際目にするわけで。

ただ、その負の面みたいなものばかりをあんまり強調するようなことも、また子どもたちが、ああ、農業っていいものなんだなと思ってもらうためには、あんまり必要以上にそこは強調したくないとは思っておりますけれども、現実にはそういったものを見たり、あるいは登下校の際にも、そういう田んぼや畑で働いていらっしゃる大人の

姿も見ながら登下校しているわけですので、そういった場面を大事にしながら、子どもたちが何かそれについて疑問を投げかけてくるようなときには、それに対して、これはこういう理由があってやっているんだよと、やむを得ずこういうことも考えられるなというようなことを丁寧に対応していくという、そんなところが教育関係での対応になるかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

さっき部長おっしゃった、そのお互い様の精神というんですか、若い頃、よく聞いた言葉、すごくいい言葉だと思うんです。なかなか今の時代にそれが合っているかというとなかなか難しいところもあるかもしれないんですけども、ぜひそういう思いを住民の一人一人が持てるような地域になってもらえらばなんて思っております。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。

ふるさと納税の活用ということで、自治体はふるさと納税の返礼品として地元で生産された高品質の畜産物を提供することで、畜産物に限らないですけども、提供することで地域の畜産物を全国にアピールすることができます。特定のブランド牛肉や乳製品などを、ほか地域にはないユニークな返礼品を開発しその魅力を全国に伝えることで寄附者を増やし地域を知ってもらえる、大玉村産の畜産物を積極的に返礼品に活用することにより全国の人たちに本村の生産者の思いを知ってもらうことは、若者をはじめ生産者全体の将来の希望につながっていくんじゃないかと考えまして質問をいたします。

まず、本村の畜産物を返礼品に活用をしていますか。そして活用する考えはありますか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

本村のふるさと納税における返礼品でありますけれども、これ本村の肉の卸業者さん、こちらの出荷という部分で返礼品として位置づけておりますのがございまして、これにつきましては、令和 5 年度については、この畜産物、主に肉になりますけれども、これが 202 万 8,000 円ほどの、こちらに寄附を頂いているということでございます。また、本村で集乳されました牛乳、これらを活用いたしました酪王製品、これらについても、工場は村外でありますけれども原料提供が村内であるというふうなことから、酪王牛乳、あるいは酪王カフェオレ、そういったものについて返礼品として位置づけているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

今のお話なんですけれども、本村の卸業者ということで、あくまでも本村で切った肉という認識でよろしいんですよね、それは、はい。後でも出てきますけれども、さ

つきうまいもの祭り、さつき部長のほうもおっしゃっていましたが、うまいもの祭りとかで和牛を1頭買いされているということなんですけれども、そういったときに、タイミングを合わせて返礼品にそういうものを活用するということは考えられないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

うまいもの祭りで使用いたします村内産の和牛につきましては、村内の育成農家さんが出荷したもの、これを競り落とし、さらにその加工についてはJ Aのライフクリエイットのほうで枝肉から精肉への処理をし供給をするというふうになってございます。

以前こういった取組があったかどうか、このふるさと納税に対する取組があったかどうかということで照会をしたところ、過去に一度実施をしたことはあるというふうなことでしたが、それ単体ですと、やはり牛1頭を返礼品と全て回すのには、やや無理があったんではないかというふうなところでございました。

したがいまして、議員ご質問のように、例えばこのうまいもの祭りに合わせてだとかという、そういうふうな別なものと組み合わせて、そういったものであれば実現可能かどうか、現時点では牛1頭もほぼ予約と、それから当日販売でほぼ完売するような状況ではありますので、これらのイベント、あるいはその他のものと組合せが可能なのかどうか検討をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

じゃ、実現可能という、可能というか、やれないことはないという認識でよろしいでしょうか。

1番の質問にしたいと思うんですけれども、畜産業支援のための特別なプロジェクトをつくると書いたんですけれども、例えば地元産のそういう牛肉だったり、豚肉、豚も1件しかなくなっちゃったのかな、そういったもの、畜産物を返礼品に活用して得たお金というんですか、半分はその生産者のほうに行くんでしょうけれども、その半分は税金として納税金として入ってきます。そういったお金を使って、畜産業を支援していく会議だったり、勉強会だったり、そういうものを地元の生産者だったりにお声をかけたり、知識人、有識者などに声かけて、そういったことをできないか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

ふるさと納税で寄附を頂いたお金につきましては、大玉村ふるさと応援基金条例に基づきまして、村の持つ自然環境に配慮した村づくり、あるいは教育、子育てに関する事業等々の将来にわたる元気な村づくりを進めるための経費の財源に当てるために5種類ほど寄附金の使い道を用意してございます。

まず、1点目は国際感覚豊かな人材の育成、2点目として自然環境にやさしい村づ

くり、3点目として夢を育てる教育、4点目として元気なむらづくり、5点目として大玉まるごと応援というふうな、現時点で5つの使い道を準備、用意しているところでございます。

議員おっしゃられるようなそういったことへの使途につきましては、今後、これら基金の趣旨にのっとり、どういった活用が可能であるのか検討を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

5つの使い道が用意されているということなんですけれども、やっぱり地域の畜産業が支援されることに使われていますよということで、そういうより明確な使い道というのが分かれば寄附者も喜ぶというか、納得してもっと寄附金も増えてくるのではないかなんて考えております。

2番目なんですけれども、それに続いてなんですけれども、やっぱり生産者、本当に一生懸命頑張っている方たくさんおられます。そこに、例えばふるさと納税のページから誘導できるようになっていて、地元の畜産者の努力だったり、こだわりだったりを紹介することで、より効果的に大玉村というものを、そして大玉村の畜産物というものを伝えることができるのかなという、考えます。

その中で、すみません、さっきその1番の話も、もしそういうことができたらの先の話なんですけれども、一つのアイデアとして聞いてもらえればありがたいのかなと。消費者の理解や共感を得ることにつながり、具体的には畜産業者のインタビューの動画だったり、生産現場のレポート、そして、今ちょっと注目もされていますけれども、アニマルウェルフェアというんですか、私もちょっとその横文字の言葉分らないんですけれども、ストレスフリー卵なんて、よく何か聞いたときがあって、ああ、すごいななんて思っているんですけれども、動物たちの飼育環境だったり、その周知することによってより強力な支援者というものを、大玉村のリピーターというか、得られるんじゃないのかなんて考えるんですけれども、その辺に関して、これだとふるさと納税の担当の課ですか、はい、どういうお考えなのかお聞かせください。お願いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

現在のふるさと納税の返礼品、これらにつきましても、ふるさと納税のポータルサイトを介しまして、それぞれの顔の見える米の生産者でありましたりだとか、それからお菓子作り、そういったものに対するストーリーですとか、そういうものの発信に努めているところでございます。これら生産に対する苦勞から喜び、あるいはストーリー仕様にして発信することは、非常に寄附者に強い思いが伝わることとは議員ご指摘のとおりであるというふうに考えてございます。畜産物につきましても、これらの形を生かしながらさらに魅力ある返礼品となるように、農家の方々、あるいは委

託業者、そういったところともよく協議をしながら検討を進め、実施に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えてございまして、議員のご提案につきましても十分に参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

次に3番ということで、畜産業をテーマにした体験型の返礼品を考えられないかということで、さっき肉だったりも当然あったんですけれども、大玉村に実際来てもらって畜産のお手伝いだったり、乳搾りだったり、餌やり、堆肥出しだったり、そういうことをやってもらって、その仕上げにうまいもの祭りに出てバーベキューでもして帰ってもらえるような、そういった体験型の返礼品というものを考える、検討する考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

ふるさと納税の返礼品として、いわゆる体験型、そういった返礼品、これにつきましては大玉村でも取組をしておりますのが、例えば座禅でありましたりとか、それからキャンプ体験であったりだとか、そういうものについては取り入れているところでありまして、特にこの座禅ですとか、写経ですとか、そういったものについては、やや先駆的な取組ではなかったかなというふうに考えてございます。

議員ご質問のこの畜産業に対する体験型のイベント、こういったものでありますけれども、例えば搾乳体験でありましたりですとか、牧草の給餌、今こういったものに関しましては、一部、家畜衛生面での課題もあろうかと思っておりますけれども、実現できないものではないんじゃないのかなというふうにも考えてございます。また、ご提案ありましたうまいもの祭りへの参加というふうな部分、こういったものにつきましても、十分に効果を検証して実施に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。ご提案ありがとうございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

その体験型のツアーだったりイベントというので、いろいろ、その農家さんも、その米農家さんだったり、野菜農家さんだったりって、結構新聞とか直売所とかでもぼんぽんテレビとかにも出てきたりして取り上げられたりはするんですけれども、どうしても、最初に言いましたけれども、地元であんまり消費されないとなってくると、そういう人たちの記事とかも地元という感じではなくなって、違うところの記事になっちゃうのかなという。そうすると、一生懸命やっている生産者の方々が、あんまり日の目を見ないような感じがします、私としては。

やっぱりそういったその生産者がどんどん前に出てこられるような、表に立てるような仕組みというか、そのやり方してくれると、やっぱりやる気にも当然つながりま

すし、ああ、もっといいものを作ってやっぺと、すごく思うと思うんですよ。

だから、お金をばんばんかければみんな続けてくれるだろうという考えでは、またちょっと違う考えで、私言って、今回の質問をしたんですけれども、そういった、やっている本人のモチベーションを、補助金も大切かもしれないんですけれども、その補助金以外のものでモチベーションを上げていくような施策というのをたくさん考えられるとすごくいいのかなと。そして、それは行政の方がやるという、そういう言い方じゃなくて、実際、生産者の人たちもその枠組みに入ってきて、そして活発に議論してもらって、自分たちの行く道をつくってってもらえればなんて思っております。

最後4番目なんですけれども、畜産業者と連携した寄附を考えるということで、今も言っていたんですけれども、例えば1回寄附してくれた人とかに、さっきも肉の提供はなかなか難しい課題があるというお話しされましたけれども、実際そうやって自分ところの和牛のほうを提供されている方もおられます。だから、例えばそういったものを、衛生とかそういう面でもいろいろ問題は出てくるのかもしれないんですけれども、そういうものは優先的に購入できるような特権だったり、そういった何ですか、寄附者と地元の畜産業者がもっと深い関係を築けるような特典などを考える、まだ何も決まってはいいないんですけれども、そういうことも必要だと考えております。

すみません、話がなかなかまとまらなくなってしまうして、さっきも言いましたけれども、行政だけじゃなくて、そこに生産者がきちんと参加して、その生産者も行政に委ねるとか、そういうのじゃなくて、そういった活発な会議というものを、ぜひつくってもらえたらなんて思っております。村長に振ってもよろしいですか。

最後に、そういったことを踏まえて、本当に畜産業、少なくなつて、若い人の後継者不足だったり、存続の危機なのかな、さっきも言いましたけれども、その豚屋さんなんては1軒しかなくなっちゃった、いろんな、あります。環境問題だってありますし、そういうものも踏まえて、これからの畜産業に対してお話いただければ幸いです。お願いします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 5番議員さんにお答えします。

農畜というのは大玉村の農業の主になるものですので、大玉村の主産業は農業であるということをお話をさせていただいていますが、これは米作りとか野菜作りだけではなくて、畜産業も大玉村の第一次産業の中心であるということを考えながら、ずっと政策やってきましたが、なかなか肥育農家なんかも大分減ってしまいまして、今は完全に肥育でやっているのは3軒ですかね。あと繁殖と一緒に肥育もやっている方もおられますが、その中で二、三人若い人が、後継者が出てまいりましたので、先ほどからお話しありますように、そういう方たちも踏まえながら、その先ほどストーリーというお話がありました、やはり仕事をやっていく上では、ある程度これからの、先に向かつてのストーリーというのは非常に大切だろうといふふうに考えていますので、ぜひそういうものも含めながら畜産振興をやっていききたいなと思っております。

それで、畜産をやめた施設、やめた方の施設はそのまま活用されていないで残っていると、もしくは売却して、施設については売却してしまうというのがありますので、そういう事業承継という意味で、その事業を、逆に言うと都会のほうから承継をしたいと、畜産をやりたいということで他地区では入っている事例も見受けられますので、村のほうでも地域おこし協力隊、まず今募集をしております、農業振興公社のほうの関連で。今、1名おりますので、その人たちは農業後継者になるというふうに言っている方ですので、またそういう形で中から後継者が出てこないのであれば、外から地域おこし協力隊とか、それから移住者という形で継いでいただくということも一つの手段かなというふうに考えています。

先ほど、補助金は他に負けないしっかりとした補助を出していますが、補助金だけでは維持できないということは、先ほど言われたとおりだなと思っておりますので、その辺はこれからしっかりと畜産業者とも、年2回ほどそういうことでいろいろと話し合う機会がありますが、さらに機会を増やして、どういうことをできるか、それも含めて、今後のことについてしっかりと協議をしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

使われなくなった畜舎だったり、そういうところに家畜が入っていくことを夢見まして、夢見るといふか祈りまして、そして若い人たちだったり、若くないといふか、今、健康でやられていられる方々も、やっぱり苦しいときもあるかもしれないですけども、やっぱり笑顔で続けていかれるような畜産業というものを祈りまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、5番斎藤信一君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のために暫時休議いたします。再開は午後3時10分といたします。

（午後2時55分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後3時10分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 1番館下憲一君より通告がありました「自然とふれあえる公園の整備状況は」ほか2件の質問を許します。1番。

○1番（館下憲一） 1番館下憲一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告しました3件について、これより一般質問を行います。

質問に先立ち、8月末に発生しました台風10号でお亡くなりになられた方にご冥福を申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものであります。今、想定外では片づけられない災害も発生しております。村が

行った9月1日の防災セミナーに参加し、日頃の備えや訓練をしっかり行うことが改めて必要だということを感じました。

また、先ほど来からお話が出ておりますが、大玉スマートインターチェンジ新規事業化に向けて準備段階調査に入ったということで、将来の村の発展の大きな原動力になると思いますので、早期事業化されるよう、今後も尽力されるようお願い申し上げます。

まず1つ目の質問です。

自然とふれあえる公園の整備状況についてお尋ねいたします。

公園は健康づくりや憩いの場、住民の交流の場として重要であると思います。村内にあるのは小さな公園が数か所ございます。年少人口が県内1位である本村には、子育て世代が集える公園がありません。地域住民が交流し自然に触れ合う場所が必要と考えます。総合振興計画の施策満足度でも、公園については「満足」、「やや満足」が、2015年、2020年ともに16%という低い状況となっております。これらも踏まえて村の考えを伺いたいと思います。

(1)の質問です。

馬場ザクラの西側のさくら公園拡張事業の内容を伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

さくら公園の整備事業についてというご質問でございますけれども、このさくら公園の整備につきましては、福島県の地域づくり事業として、市町村や地元の地域づくり団体と共に河川に親しむ空間整備、こういったものの地域活性化のための基盤整備を県では実施をしているところでございます。福島県県北建設事務所におきましては、管内の地域づくり事業の取組といたしまして、令和元年度と2年度に安達太良川の環境調査を実施いたしました。さらには、令和4年度に安達太良川、あるいはさくら公園を中心とした周辺エリア、この活用方策を話し合います地域づくりワークショップ、これを開催いたしまして、その中で河川と触れ合うゾーン、あるいは安達太良を望む広場、ビオトープ等を盛り込んだ基本構想を県と村、さらには地域づくり団体、これらの話し合いの中で基本構想の案を作成したところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（舘下憲一） 県との合同の事業ということで、回答でございます。これらの事業について、今後その取組の内容といたしますか、その時期とか予算の関係、それらがあがる程度、道筋がついているのかどうかお伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

現在におきましては、この基本構想の案というふうなことで設定はいたしましたけれども、県とどの部分で事業を切り分けるのか、また村が行う場合の財源をどのように確保するのか、これらについて現時点で県と協議を行っているところでござい

て、具体的なこの実施の時期、そういったものについてはまだ未定の状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） 事業については、まだちょっと未定ということでございますが、できるだけ内容を早急に詰めて進めていただきたいと思います。

（2）番の質問ですが、これちょっと今の重複するかもしれませんが、以前は近隣市のような、何か大きい、その公園欲しいとかという声もあったようですが、大玉の場合は近いところにあるので、そういうのはそういうので活用して、村は村の身の丈にあったものを造っていったらいいんじゃないかなというふうに私は考えておりますけれども。そこで、（2）番の百日川と安達太良川は、今お話ししたような感じで県との調整を今やっているのかなと。百日川のほうにも、まずそういう計画もあるということなので、その辺の計画の内容を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

安達太良川とさくら公園の整備に係りますビオトープについては、今ほどお答えをさせていただいたところでございます。また、ビオトープ等の公園の構想につきまして、百日川におきましても、これら同様のものというふうなこともあったわけですが、1 点としては河川の堤防の高さと地盤の関係、さらには水をそのまま公園の用水として使用できるのかどうかというところ、さらには農業用水という観点から、これらの水の利用について慎重を期す必要があるんじゃないかというふうなところもありまして、百日川に関しましては現在検討を見合わせているような状況でございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） 百日川のほうは、まだちょっとこれからということで、さくら公園のほうをなるべく早く進めて1 か所出来上がってみれば、次というような要望があればそういう形になろうかと思います。

3 番の関係でございますが、公園の整備ができた後に、その維持管理とか必ずいろいろな問題が出てくると思いますので、そういった観点でその維持管理、どんなふうに村としてはやっていくのか、その考えを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

安達太良川と、さくら公園の整備につきましては、現在基本構想の段階でありますので、今後財源確保も含めまして具体的な事業内容を、これらを検討してまいるところでございますけれども、当然施設というのは設置することも重要ですが、それをどう維持管理していくのか、あるいはどう活用を図っていくのかというふうなことが最も肝要であるというふうに考えておりますので、これら事業内容をきちんと精査して

いく中で、それらについてもしっかりと検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） これからということでございますけれども、やはり公園の維持管理には、当然住民の方も参加して一緒にやるというのは大切なことかなと思いますけれども、やはりそれでやり切れない、当然部分が出てくると思います。木とかが大きくなれば剪定なり何なりしなくちゃならないということで、そういったものも含めて、やはり今後、村の業者なりの仕事づくりという部分でも、そういったものを視野に入れながら村の私たちができることは自分たちで手伝って、それ以外のことは業者なりに頼んでやっていくというような、そういう方法を取り入れていただければなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、2 つ目の質問でございます。

異常気象による水不足や苛酷な農作業の軽減するための対策について伺います。

今年も毎日毎日暑い日が続いて、熱中症警戒アラートが毎日ぐらいい頻繁に発令されるというような状況でございます。部屋の中にいて熱中症になるという、ちょっと一昔前では考えられないような状況になっているのかなというふうに思います。そういう中で、稲作においては、当然水不足とか炎天下での作業、苛酷な作業で後継者になる方がなかなかいないというふうな状況だと考えております。

そこで、（1）番の質問ですが、この暑い中、穂肥をしなくちゃならないというところで、その重い肥料をしょって畦畔から機械で散布するというふうな作業になるかと思っておりますけれども、それも当然、早朝やれば涼しくていいんでしょうけれども、朝やっぱり作業をやれば、そうではない住民の方ほうはうるさくて眠れないとかそういう苦情が出るのかな、そういうためにその日中でもできる、やっぱりドローンのようなスマート農業を導入してやってはどうなのかなということで、村の現状は今どうなっているか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

猛暑下での穂肥作業等を軽減するためのドローン導入等のスマート農業の推進はというふうなお尋ねでございますが、現在の稲作ですが、穂肥作業の軽減を図るために春先の一発肥料というものもありまして、穂肥作業を行うのは以前よりも少なくなってきたかと思いますが、もう一方で、猛暑による影響を低減するために穂肥は有効なんだということも、これもまた報告されているところではありまして、いずれにしても重要な農業の技術であるということは間違いございません。

そこで、村内の農業者の方におきまして既に数台のドローンが導入されておりまして、施肥、あるいは防除、こういったものに活用をされておりまして、労働力不足、さらには今議員お話しのような様々な課題、こういったものに対応する農業について省力化、効率化が期待できることを推進しているところでありまして、本村といたし

ましても、今後の農業の中でスマート農業の推進は必要であるというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 本村でも数台取り入れられているということで、新聞報道等でザルビオフィールドマネージャーというんですか、多分その土地のデータ化されたものが、全農なのかな、全農あたりで所有しているものなのかと思うんですが、それらのマップを活用すると、ドローンにそのチップを入れるとその田んぼの形状が記憶されるということで、それと可変肥料というその肥料の多いところ、例えば水口の辺りは多いとか、端っこのほうが少ないとかという場合に、それに応じたその施肥が細かくできるというようなシステムが、何か J A 全農にいがたあたりでも取り組んでいるようなので、そういった先進の中身を検討をされてはどうなのかなと。何か 20 キロ散布するのに 8 分ぐらいでできるというような、非常にその効率化が図られ、しかも均一にただ散布するのではなくて、足りない分だけ施肥してやるというような、何かそういう画期的なシステムがあるようなので、ぜひ村でも、米どころでありますし、そういった肥料を、無駄ではないんでしょうけれども、均一に丁寧に使えば肥料の節約にもなるのかなというようなこともありますので、そういう導入も検討されたいかがかなと。

先ほど、何台かスマート農業の関係でドローンが入っているということで、それらの事業者等を例えば増やすのに、新たな事業者に対しての支援なり何なりという村の考えはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

衛星画像を活用したザルビオの技術等々につきましては、今年の安達地方の農業振興大会の席上でもブースを設けて紹介がされてございました。村内でも導入を検討されている農業者の方もいらっしゃるようでございます。様々な用途に活用できますドローンでありますけれども、費用面で負担が大きい、あるいは操縦の免許が必要ということで、おのおのの農家が単独で導入するというのは、かなりハードルが高いものであるというふうに考えているところでございます。

村といたしましては、農業機械等共同利用整備事業の対象機械としてドローンの支援を行っておりまして、また導入の問合せに対しましては、国・県の補助制度も紹介するというふうなことも、あわせて農業者の方と話し合いを行いまして普及推進を図っているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 事業の推進を図る、図っているという内容でございます。意外とそういう仕事を、何というんでしょう、例えば農家の関連とか法人とかということに限らず、一般の例えば建設業関係で、今はなかなか建設業の公共事業も、過去私が在籍

した頃とは大分減って業者も大変なのかな。しかも災害とか今回の補正の予算にも上がっています除雪とか、そういうときに業者頼みということになろうかと思うんですけども、ただ年中通してやはり従業員は当然業者としては、私が言うのは馬の耳に何とかかもしれませんが、年中やんなくちゃならないということで、それらの仕事づくりとしても、そういうものをぜひ導入できれば、農家の、先ほど部長も答弁しました個人個人でやるのは当然大変な事業になるかと思うんですけども、そういった業者のそういったマンパワーを活用するような方法も考えていけば、これからもっと農家の後継者もできてくるのかな、いわゆる勤めながらでも農家できるような方法になっていくのかなと思うので、ぜひそこを早急に検討していただきたいと思います。

それから、続いて（２）番の質問でございます。

畦畔の除草作業は大変、私もちょっとたまにやったりするんですが、この夏、本当に熱中症で倒れるんじゃないかなと思うくらい暑い中でやんなくちゃならないということで、それらを軽減するために雑草を抑制する地被植物の導入についてを伺いたいと思います。

今、地被植物、グラウンドカバープランツというんですか、横文字では。そういうものの村の、今状況、何かそういうのありましたらお答えをお願いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） １番議員さんにお答えいたします。

地被植物、いわゆるグラウンドカバープランツでございますけれども、これらによる畦畔管理、これにつきましては各関係機関で様々な研究結果が発表されているところでございます。また、地被植物として利用できる植物の種類も非常に多いということも認識してございます。これら本村の畦畔への導入ということでもありますけれども、一部個別に実施をされているというふうな例も、試験的にやっているというふうな例もお聞きしておりますが、組織的に、あるいは推進を図ってというふうな事例は現在のところ村では承知をしてございません。

これらの導入検討に当たりましては、まず、ここの本村のこの環境等に適した植物の特性なのかどうかというふうな部分、それからその種類、さらに植付け等に当たっては、一度その以前の草を全てなくすというふうな作業も必要になりますので、こういった作業性、あるいは経費の面、こういったものについて検証をする必要がございます。こういったものについて、村と振興公社の中で実証等を十分に行った上で、その結果を踏まえて普及推進を図っていければどうかなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） １番。

○１番（舘下憲一） 今の答弁のとおり、何かいろんな種類があるようでございまして、やはり大玉に合ったものを導入しなくちゃならないのかなと。そういった中で、やっぱり振興公社あたりが中心になって試験栽培なりを取り組んでいただければなど。それと、この植物を導入した、今は試験的にやっているような場所の報道を見ますと、

通常年3回～4回ぐらい畦畔の草刈りしなくちゃならないというのが年1回で済むという、労働の経費の削減にもなるという、あと暑い中、頑張って何回もやんなくちゃならないということもなくなるということなので、それから第一にカメムシの抑制にもつながるといような報告もされているようなので、カメムシ対策に対しましては、いろんな消毒とかやってかなり経費もかかっているのかな。

本来でありますと、古来から続いている野焼きをやってカメムシを越冬させないというのが一番いい方法なんだと思うんですけども、近隣の住宅の関係で思うようにできないということであれば、ぜひこういう植物を畦畔に採用して、そういった草刈りの作業だけでなく害虫の抑制にもつながるといことなので、ぜひ早めに取り組んでいただければなというふうに思います。

それでは次の3番目の（3）の質問になります。

大山地区の水不足の対策の関係を伺います。3月定例議会でも質問しましたが、その後の進展を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

以前の議会でもご質問をいただきましたが、特に村内大山地区の農業用水につきましては、その年の気象状況ということではなくて、時期的にかなり不足する時期があるということは承知をしているところでございます。また、これに付随しまして農業用水を確保する方法として、ダムに寄れないか、あるいはため池造れないかというふうな声があるということも承知をしてございます。このような大規模な施設整備には、多くの事業費と長い事業期間を要します。また、パイプラインというふうな構想もございすけれども、パイプラインにつきましては、基本的に圃場整備と一体で整備をし既存の水路からの転換を図るという取組が基本となりまして、現状における早急な対応というふうなことにするには、やや難しいというふうな、現在考えているところでございます。

この当面の対策としては、地道ではありますが、この川からの取水、あるいは水を送る送水施設、こういったものの適切な管理、老朽した施設の改修、こういったものをきちんと行うことによって水を無駄にしないという、無駄な水を発生しないというふうなところの取組が一つと、それから水不足、その年によって深刻化した場合の通し水というふうな対応が不可欠なんではないのかなというふうに考えてございます。水が不足する場合でも、ちょうど雨が降った、何とか助かったというふうなところもありますけれども、それはあくまで天候によるものであります。そういった施設のしっかりとした維持補修によって、水を適切に届けるような努力をしながら、また緊急避難として通し水というふうな部分も有効なのかなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（舘下憲一） ありがとうございます。

私も土地改良区の理事長さんなりにちょっとお話聞いたときに、やっぱり理事からダムを造ってほしいとかそういう話があったと、それは当然すぐ分かったというわけには当然いかないと思います。そこで私、台風の関係のニュースを見ていたときに、大雨に対応する止水板というのが、最近プラスチックみたいなのが、このL型のやつなんですけれども、そういうのができて、完全に水をストップできるというような、高さは50センチぐらいなんですけれども、連結して使うので形をどんな形でも曲がっても何でも作れるというようなもので、それを逆転の発想で、それを使って中に水をためたらどうなのかなと。例えば休耕田であったり、そういうところ、あんまり上のほうに作っても多分意味はないんだと思うんです。

やっぱり、その水が欲しい下のほうの田んぼで休んでいるようなところか、うまいところがあれば、そこにそういったものを、逆に短期間の間、水をためておくみたいなことも十分、一番水が欲しいというときの対策に対しては有効的なんではないのかな。常時そこに造ってしまうと、やっぱりその土地を求めなきゃならないとか、いろいろ借入れなりしなくちゃならない、あと当然その泥がたまったりすると手入れもしなくちゃならないということであれば、そういったその簡易的なもので、今年、危ないぞと言ったらそれを取りあえず造っておいて水をためておく、終わったらもう外して撤去するみたいな、そういうものをぜひ検討して、少しでも水不足の人たちの安心感を、それで必ずしも満足いけるような状況になるかどうかは、ちょっと私も今までやったことがないので分からないんですけれども。そういった方法を村で取り組んでくれば、少しでも水不足対策に一生懸命取り組んでいるんだなというようなことになるのかなと思うので、ぜひそのことも頭に入れながら、やっぱり大規模な施設となると、当然予算と時間がかかり過ぎますし、それが今後人口減少でお米があんまり必要なくなるようなということになったときに、やっとならできたなんていう話では、ちょっと本末転倒になってしまうと思うので、今できるお金のかからない方法で臨機応変に水不足の解消をしていただければなというふうに思います。

それで、最後の質問に移ります。

3番の大玉村村民体育館の今後について伺います。

昭和60年4月に開館し39年が経過しました。本村の体育振興や大規模災害の避難所など重要な役割を果たしてきました。東日本大震災や大地震により施設に甚大な被害を受け、窓や壁、床など修繕を重ねてきましたが、大雨による雨漏りで安全に使用できる状態なのか心配なところがございます。今後の計画について伺います。

(1)の質問でございます。

公共施設等総合管理計画では、村民体育館の建て替え時期はいつなのかを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 1番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の建て替え時期ということでございますけれども、公共施設等総合管理計画におきましては、施設の建て替え等の具体的な年度を定めておりません。このため、財政当局におきまして予算編成の参考とするために、各課の計画等を事務レベルで集

約を行い年度間の平準化を行った結果で申し上げますと、大玉村民体育館の建て替え年度につきましては、今現在、令和11年度に計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 令和11年という、いろんな施設を当然順番に直していかなくちゃならないので、すぐにというのも厳しいのかなと思いますが、11年というと、まだ大分ちょっと先の話になりますし、もう既に何か床も半分は直ったんでしょうけれども、半分がまだ不具合のあるような状況になっているという中身、それから今、近隣の体育館、それぞれきれいですし、大玉村で大会をやりたいといったときにや、それから練習のときも暑い中やんなくちゃならないという、この苛酷な夏の間の部活動は大変なのかなというふうに感じます。

そこで、2番目の質問なんですが、修繕が必要な床、今度どうするのか。さっきのお金の話でいくとちょっと難しいのかなと思うんですが、でもその不具合のままやっぱり使うというわけにいかないと思うので、床のほうの改修どうするのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 1 番議員さんにお答えいたします。

床の件につきましてですけれども、前に一度、床下のジャッキのほうを調整を行いまして修繕を行いました。玄関側のほうのフロアにつきましては、ある程度改善見られたんですけれども、奥側の床のほうにつきましては、やはり修繕できなかった部分もございます。そうした部分につきましては、競技種目によっては影響を受ける競技種目、特にボールをつくバスケットボールに関しては弾み具合が違ったりということと、競技、若干支障を来すような状況ではございますが、安全面については今のところ問題ないかというふうに、こちらでは認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 支障のある種目もあるということで、なお本来であれば修理、修繕しなくちゃならないのかなと思います。

そこで、（3）の屋根とか、今言った床、そういったものを大規模に修繕するよりも、先ほど令和11年に予定しているということでございますが、ぜひその管理計画ですか、そういったものを変更していったらどうなのかな、6月の定例議会でも質問しましたが、修繕必要なのは体育館だけではなくて、以前に同僚議員もお話ししました村民プールの屋根なんかも大分その塗装が駄目になってきたということで、そういったその管理計画をここでやっぱり大きく見直しして、早急に修理なり建て替えも含めて必要なものはちょっと前倒しでもやれるように、何かこう努力できないのかなというところで、村長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 1 番議員にお答えいたします。

大玉村の場合には、役場を見ていただくと分かるように、使える施設については使っていくというのが基本的な考え方で、ずっともう何十年もやってまいりました。ですから、結構長く長寿命で使っていると。施設をどんどん新しくしていけば、これはいいのはいいんですが、これはやはり、例えばこういう小さな町村では無理がありますので、使えるようにして使えるうちはそれを使っていくということです。村民体育館については、鉄筋コンクリートの場合には耐用年数は（不規則発言あり）50だと思った、建物としての構造的に言えばまだ耐用年数はありますので、あれ鉄筋コンクリートで非常に頑丈ですので、弱っているのはあの窓枠と、それからあと屋根です。

屋根について、結局、今修繕をして使用できるのであれば、もう少し使いましょうということで庁内では一応屋根の修繕の方向で予算化をしようかという検討をしています。塗装で済むのか、それとも上にもう一つ、今の屋根の上に屋根をかけるという、そのほうが確実です、塗装よりは。それでまた、5年、6年、もう少し使えると。

あと床については、これは当然修繕をしながら使っていくということになります。床自体はきしみは直すことはできますが、やはり完全に上を削って塗装をし直したり、アクリルをやり直したりするという工事は、そう遠くないうちに必要なんじゃないのかなと、あれはまだ1回しかやっていないはずですが、全面的に。ですから、これやると床はもう見違えるようによみがえりますから、そういう形で建て替えはいずれ、そう遠くないうちにしなきゃいけないということですが、今は修繕を優先して使えるうちは修繕して安全に使えるようにして使っていきたいと。

それから、あとプールについては、あれは平成元年に建てたものですから36年たっております。建設当時で言うと、設計屋の話だと25年ぐらいでしょうという話もありまして、それで36年使っていますので、これは本当に長く使っているということで、これは修繕をしながら使っておりますので、そう遠くないうちにこれをどうするかという検討は、数年以内にはやんなきゃいけないのかなというふうには考えております。それを建て替えるかどうかということ、別な利用に付すのかとか、建物がもつのかというふうなことの診断は、当然これからやって検討していきたいというふうに考えています。

いずれにしても、施設は使えるうちは有効に活用をするということで、大玉村はずっと財政等のことを考えながら進んできたということで、今、ある面、こういう後で決算出ますが、財政の健全化が保たれてきたんだというふうにも考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） ありがとうございます。

一番最初にもお話ししましたスマートインターが今度始まったということで、これも村長はじめ職員の方々の努力で進んできたんだと、これがまたさらに一生懸命皆さんで推進すれば早く進むということになると、スマートインターにもお金も当然かかるようになりますので、その辺の調整をうまく、先に体育館のほうを早くやっても

らって、次にスマートインターというのが待っているんだろうなというふうに私思いますので、そこは村の財政もしっかり考えながらやっていただければなど。年少人口がやっぱり県内1位ということでもありますので、安心して子育てができるような、そして地域交流が図られるような公共施設の適正な管理を、運営に取り組んでいただきたいと期待しまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、1番館下憲一君の一般質問を打ち切ります。

ここで、議長からお諮りいたします。

議事の進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認め、会議時間を延長することにいたします。

3番菅原貴子君より通告がありました「台風に伴う自主避難の状況と自主避難所開設の村民への周知は」ほか1件の質問を許します。3番。

○3番（菅原貴子） 3番菅原貴子です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました2件について、一般質問を行います。

初めに、1、台風に伴う自主避難の状況と自主避難所開設の村民への周知について伺います。

本年8月の東北地方に上陸した台風5号及び7号に伴い、村は8月11日及び16日に自主避難所を開設しています。1番、自主避難所開設に伴って避難した村民は避難所ごとに何名であったか教えてください。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 3番議員さんの質問にお答えいたします。

まず、台風5号の接近に伴い令和6年8月11日、時間につきましては夕方5時に開設しました自主避難所につきましては、大玉村農村環境改善センター1か所のみで避難者はゼロでありました。また、台風7号の接近に伴い令和6年8月16日、こちらは午後3時に開設しております。開設した自主避難所につきましても、同様に大玉村農村環境改善センター1か所に開設しまして避難者はゼロ名でありました。

以上です。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 近隣自治体が自主避難所を開設していない中で、本村が避難所を開設したことは災害への対応力を高める上で評価できますが、今回の課題を整理し、さらに実効性を持つように進めていただければと思います。そして、24時間対応で避難所に常駐していただいた職員の方にも御礼申し上げます。

次に、自主避難所開設の情報は村民にとって避難開始の重要な情報であり、村民への周知はどのような方法で行うことになっていますか。また、8月11日の避難所開設はテレビ等の報道がなされたものの、夕方6時50分の定時防災行政無線では周知されませんでした。一方、8月16日の避難所開設は防災行政無線で周知されていま

す。対応が異なった理由を教えてください。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 3 番議員さんにお答えいたします。

自主避難所の開設につきまして、村の災害対策会議によりまして予想される災害の内容に基づき開設の場所等に決定した後、防災無線や村のホームページへの掲載により周知を図っているというところでございます。また、同時に自主避難所開設に関する情報につきましては、福島県が導入しております防災システムLアラートというシステムがございしますが、それに入力することによりまして各関係機関や報道機関等へ公開するというようなことになっておりまして、テレビ、ラジオでも確認できるようになってございます。

なお、8 月 11 日につきましては、午前 11 時 30 分に午後 3 時から自主避難所を開設する旨の防災無線による周知を行いました。その後、福島地方気象台の情報によりまして危険度が低くなったということ、それを判断したものですから定時放送での周知を行わなかったと、そういったことでございます。予想される災害によりまして随時状況を判断し、周知の回数や時間帯など対応が異なったというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） ありがとうございます。

全国的に豪雨による土砂崩れ等の災害が頻発する中で、村内でも土砂災害特別警戒区域や警戒区域が指定されており災害の発生の懸念は高まっています。村民の安全・安心を守る上で、避難所開設等の情報は正確に伝わるのが重要です。防災行政無線に加えた上、SNS などで情報提供の複線化の検討が行われているかどうか伺いたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 3 番議員さんにお答えいたします。

避難所開設等の情報発信につきましては、先ほど申しましたとおり、村のホームページ等掲載、そしてそれで周知に努めておりますが、SNS を活用した情報提供については、現在、福島県が推進しております福島県防災アプリの活用と周知に努めているところでございます。

なお、福島県の防災アプリでは、各種防災情報の取得として、避難所の開設の情報や警報等の気象情報や、各種防災マップの確認ができるようになっております。さらに、雨量が多くなり、高齢者等緊急避難や避難指示、緊急安全確保を発令した場合には、緊急速報エリアメールにより周知するというようなことに指定してございます。

なお、福島県を通して防災アプリ運用業務と利用契約することによりまして、村防災無線の情報をアプリ上に掲載できるようになるということになりますが、そのほかにつきましては、現在検討をしているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） いろいろ大変かとは思いますが、住民が安全に避難できるように、行政の方もご協力のほうをよろしくお願いいたします。

次に、陳情案件の処理の進捗状況について伺います。

本年3月の村議会定例会において、陳情第1号「村道弓谷地―大畑線拡幅工事」が提出され採択されています。

1、村道弓谷地―大畑線は道路幅員が狭く車両の交互相行ができません。また、住宅新築等により利用者が増加しており、中学生の通学時、自転車等で多く通っているのを見かけます。交通事故が心配される状況にあることからの陳情となったものです。この陳情には、多くの皆さんが心配され陳情書に協力していただきました。この陳情案件の処理の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3 番議員さんにお答えをいたします。

村道弓谷地―大畑線の陳情案件、この処理の進捗状況というお尋ねでございますが、本路線、村道弓谷地―大畑線、区間といたしましては、村道町尻―当地内線との交差点から村道町一宮ノ前線との交差点まで延長約705メートルの拡幅改良の陳情でございます。これについて担当であります建設課のほうで、完成までの概算事業費の試算を行ってございますが、現在の単価等で積算いたしますと約3億というふうなことで試算をしております。既存路線の改良、これの実施につきましては、村単独ではなかなか厳しいものがございまして、国費による財源の確保を目指してまいりますが、社会資本整備総合交付金、いわゆる社総金と呼ばれる国土交通省所管の交付金でありますけれども、この既存路線の拡幅改良にはなかなか、この充当をされない、市町村としては確保が難しいのが現状となっております。

これ今、国土強靱化なり橋の強靱化、こういったところはかなり予算が割かれている現状でありまして、そういった状況から、特定財源の確保がなかなか難しく全線の全面的な改良というものは、現時点ではやや困難な状況だなというふうに考えてございます。

しかしながら、この陳情の趣旨でございます子どもたちの安全確保、これらを図るためといたしまして、拡幅改良の代替措置として現在検討いたしておりますのが、待避所を設置して相互交通を可能にする、あるいは農作業時の一定の車を止めておく、そういった場所を設置してはどうかというふうなことで、現在課内で検討をしておりますので、これらの設置を含めまして、引き続きしっかりと本路線の安全確保を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） まだ陳情が出されて半年なので、早急にという願いはできないかと思っておりますけれども、少しずつでも前に進めていただければありがたいと思います。ただ、この案件は平成26年3月の定例会で村道弓谷地―大畑線に関わる同様の請願

が提出され採択されています。村の道路には優先順位があることは重々理解しておりますが、10年もの間ストップしていたことへの経過を教えてください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

平成26年3月定例会で採択をされました本路線、弓谷地一大畑線の請願内容につきましては、今回の陳情よりも長い国道4号から町一宮ノ前線までの約1,950メートルの区間に全線に歩道を設置していただきたいというふうな請願でございました。当該区間の改良に要する概算事業費、これにつきましては、その当時からは変動はしているかと思いますが、現在の金額で試算いたしますと約14億円ほどかかる路線でございまして、当時においてもそのほかの事業との優先度、あるいは費用効果、こういったものを見極めてきたのではないかとというふうに考えてございます。

しかしながら、先ほども申し上げました町一宮ノ前線沿線の宅地化によりまして、当該路線の特に今回の3月の陳情にあります町一宮ノ前線と町尻一当地内線間、これについての交通量の増加、こういったものは十分に承知しております。それらの考えも含めまして安全確保を図る事業、この26年の定例会で採択されました請願の趣旨も生かしながら、安全確保を図る事業を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 請願が採択された10年前に比べて、部長さんがおっしゃるように、近隣での住宅建設も増えて、村道弓谷地一大畑線の拡幅の必要性は十分理解していただけていると思います。今後、いろいろ予算をつけたり大変なことだとは思いますが、1日も早く皆さんが安心して通行できるような道路にしていいただければと願っております。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（押山義則） 以上で、3番菅原貴子君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時03分）